

官報
號外

平成二十二年四月十五日

○第一百七十四回
国会衆議院會議錄 第二十二号

平成二十二年四月十五日(木曜日)

議事日程
第十三号

卷之三

134

卷之三

案(内閣提出)

○本田の会議に付した案件

案(内閣提出)　国民健康保険法等の一部を改正する法律

告書 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報

等であります。

本案は去る二月十五日の本会議で趣旨説明

本案は去る二月二十五日の本会議で趣旨説明され及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

○藤村修君　ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ

平成二十二年四月十五日 衆議院会議録第二十二号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

۱۰۹

本案は、国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制し、医療保険制度の安定的運営を図ろうとするものであり、その主な内容は、

第一は国・巨健保険制度に關して、所得の少ない者の数に応じて国等が市町村を財政的に支援する制度等について、平成二十五年度まで継続することと、

第三に、被用者保険等の保険者に係る後期高齢者医療費負担割合については、平成二十二年度から平成二十四年度までの間、千分の百六十四に引き上げること、

者支援金の額については、平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、その額の三分の一を標準報酬総額に応じた負担として算定すること。

第四は、後期高齢者医療制度に関する被扶養料の減額措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政支援措置が適用される期間を延長すること

等であります。

本委員会では、三月三十一日に長妻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日から質疑に入り、十三日には参考人から意見を聴取し、昨日、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・自由た。

期日を公布の日に改める修正案が、また、自由民主党・改革クラブより、被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割の導入を取りやめること、協会けんぽの保険料率を平成二十一年度と同率に据え置くことができるよう、国庫は事業に要する費用の不足額を補助すること等を内容とする修正案が、さらに、公明党より、被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割の導入を取りやめること、政府は財政力の弱い健康保険組合の負担軽減を図るため、高齢者の医療費に係る国庫負担のあり方について検討するものとする規定を設けること等を内容とする修正案が提出され、各修正案について趣旨説明を聴取した後、自由民主党・改革クラブ及び公明党提出の両修正案について内閣の意見を聴取いたしました。次いで、各修正案及び原案について質疑が行われ、同日質疑を終局し、各修正案及び原案について順次採決を行った結果、自由民主党・改革クラブ及び公明党提出の両修正案はいずれも賛成少数をもって否決し、二会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決し、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○菅原一秀君 討論の通告があります。順次これを許します。菅原一秀君。

〔菅原一秀君登壇〕

私は、ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・改革クラブを代表して、反対の立場から討論を行います。（拍手）

鳩山内閣が発足して七ヶ月がたちました。

鳩山総理並びに小沢幹事長の政治と金の問題を始め次から次へ出てくる不祥事、最も重要な緊密であるはずの日米関係がオバマ大統領とたた十分の対話しかセツトされない事態に至つた普天間基地問題の迷走、B型肝炎訴訟の和解勧告に対しての消極姿勢、過去官僚や労働組合とグリップし天下りを容認する抜け道だらけの公務員制度改革、郵貯、簡保の限度額を引き上げ民から官へ逆戻りする郵政民営化、財政破綻、国債破綻へのトライガードとなりかねない数々のばらまき政策、こうした政治姿勢に鳩山内閣への国民の期待は、今や、落胆から大きな失望に変わっております。

とりわけ、国民の最も関心の高い社会保障分野、特に医療分野については、医師確保や救急医療といった緊急性の高い医療予算を何と三千億円カット、さらに、診療報酬の偽装引き上げ、新型インフルエンザ対策での大混乱やワクチンの大量廃棄と、理念なき医療政策で国民の生命と健康が脅かされております。

このような鳩山内閣が取りまとめた本法律案では、いかにも医療保険についての国民負担を軽減するような姿勢や説明を繰り返しておりますが、その実態は全くの逆であります。

医療制度改革的具体的なビジョンを持たない鳩山内閣が、医療費の負担増をその場限りのつじつ

ま合わせでごまかし、国民にツケを押しつけようとするものであり、国債を増発してまで五・四兆円の子ども手当を強行する一方、それに比べれば改革クラブを代表して、反対の立場から討論を行います。（拍手）

鳩山内閣が発足して七ヶ月がたちました。

我が国は、百歳以上人口が四万人を超え、世界一の長寿国家になりましたが、その基盤は、医療現場におけるたぐいまれなるこれまでの努力、そしてまた、昭和三十六年以来の国民皆保険の確立にあります。

この国民皆保険制度を崩壊に導きかねないこの法案に対し、順次、反対の理由を申し上げます。

まず、反対する第一の理由は、協会けんぽの財政支援のため、後期高齢者支援金の分担ルールを

この国民皆保険制度を崩壊に導きかねないこの法案に対し、順次、反対の理由を申し上げます。

まず、反対する第一の理由は、協会けんぽの財政支援のため、後期高齢者支援金の分担ルールを

この国民皆保険制度を崩壊に導きかねないこの法案に対し、順次、反対の理由を申し上げます。

まず、反対する第一の理由は、協会けんぽの財政支援のため、後期高齢者支援金の分担ルールを

この国民皆保険制度を崩壊に導きかねないこの法案に対し、順次、反対の理由を申し上げます。

年度六千六百億円もの過去最悪の赤字が見込まれる健保組合に負担のツケを回すということは、まさにこの法案は、平成の保険料ピンはね法案であると言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、中小企業におけるサラリーマンの給料が大幅に減少している中で、協会けんぽの保険料率を八・三%から九・四%へと一・一ポイントもの引き上げを行うことであります。その結果、サラリーマン一人当たり平均で年額二万一千円、事業主も同額の年額二万一千円の大額な負担となります。さらに、平成二十四年度にかけても約一%の大幅な引き上げを行うことをもくろんでおります。

現下の経済情勢の中で、日々資金繰りに苦しむ、塗炭の苦しみを味わっている中小企業の経営者の方々の深刻な経営の状況や、給料が減り、真っ先に削られてしまうのはお父さんのお小遣い、こうしたサラリーマンの厳しい家計の状況を長妻大臣が肌身で感じているとするならば、国庫負担を抑えて保険料の引き上げで対応しようとするこのような方法はとれないはずであります。

反対の第三の理由は、協会けんぽの保険料率の法定上限を現在の一〇%から一二%まで引き上げようとしていることであります。

現行の保険料率に据え置き、国が不足額を補助する仕組みを講じることとする修正案を提出いたしました。しかしながら、自分たちに都合の悪いことは耳を傾げず、旗色が悪くなつたら委員会での質疑を突然に打ち切り、强行採決をしたのであります。

つい先日の子ども手当法案のときも、外国に居住する子供たちへの支給問題を追及し始めた途端に、强行採決が行われました。

うとする身勝手きわまりないやり方は、まさに御都合主義の権化であり、政権党のおごりと言わざるを得ません。

民主党は、政治主導で、予算の無駄をやめれば必要な財源は幾らでもあると公言しながら、未来を担う子供たちに大きなツケを回す。選挙目当てに加入する中小企業のサラリーマン、事業主のばらまき政策は大いに喧伝しながら、協会けんぽに加入する中小企業のサラリーマン、事業主の方々の負担は軽減できない、財源がないと言う。そのあげくに、赤字に苦しむ健保組合、同じサラリーマンに負担をツケ回す。すなわち、子ども手当を初めとするばらまき政策のしわ寄せがこのようなところにも出てきているのです。

国民の生活を第一と掲げ、命を守りたいと言つた民主党鳩山総理の発言は、やはり虚言であったと言わざるを得ません。

私ども自由民主党は、不況にあえぐ事業主、サラリーマンの方々の負担が過重なものとならないよう、昨日の厚生労働委員会において、協会けんぽへの国庫補助率を、本則にのつとり、政府原案の一六・四%からさらには二〇%とし、

現行の保険料率に据え置き、国が不足額を補助する仕組みを講じることとする修正案を提出いたしました。しかしながら、自分たちに都合の悪いことは耳を傾げず、旗色が悪くなつたら委員会での質疑を突然に打ち切り、强行採決をしたのであります。

つい先日の子ども手当法案のときも、外国に居住する子供たちへの支給問題を追及し始めた途端に、强行採決が行われました。

鳩山内閣のもと、国民生活に直結する厚生労働委員会で、たつた一ヶ月の間に一度も強行採決をしたということは、憲政史上まれに見る、許しがたい暴挙であります。

ようやく我が国にもマニフェスト政治、マニフェスト選挙が根づいてきたやさきに、このようなマニフェスト違反、マニフェスト詐欺が横行は、極めて重大なものがあります。

事業仕分けの第二弾が始まることであります。が、民主党は、各省の事業を仕分けする前に、まず民主党のマニフェストそのものを仕分けすることが先決なのではないでしょうか。さらに、民主党の政治と金、北教組問題、国家の危機管理の欠如といった問題があるにもかかわらず、この状況に物が言えない、自浄能力や自己解決能力ゼロの独裁政治そのものを仕分けすることが最優先ではないでしょうか。

鳩山総理、閣僚各位、あなた方は歴史の法廷に立つ覚悟があるのでしょうか。

○議長(横路孝弘君) 菅原・秀君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○菅原一秀君(続) これだけ理念なき、財源なきばらまきを繰り返し、財政破綻への道を歩み、安全保障の基軸である日米同盟を揺るがし、天下りは聖域なく根絶すると言っていたことをいとも簡単に覆す。そして、この医療保険制度の改悪。国民の負担と不安は増大する一方です。

今だけがいい政治、選舉に勝つためには後先を考えず、手段を選ばない政治、今こそ、このような政治にビリオドを打たなければなりません。発足当時八〇%あった鳩山内閣の支持率も、今や二八%になりました。昔から、ツルは千年、カメは万年と言いますが、ハトは一年ということが現実のものとなっていました。

○議長(横路孝弘君)

三宅雪子さん。

(三宅雪子君登壇)

○三宅雪子君 民主党、三宅雪子です。

まず冒頭に、ボーランド政府専用機の墜落事故、並びに、昨日の中国の青海省における地震で犠牲になられた方の御冥福をお祈りしたいと思います。

せひ、皆様方におかれましても、国内のことだけではなく海外のことにも目を向けていただきたい、そのようにお願い申し上げます。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願います。

○三宅雪子君(続) 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案及び民主党ほか提出の修正案に対しても賛成の立場から討論をいたしました。(拍手)

アメリカでは、先般、一世紀にわたる模索の末、国民皆保険を推進する法案が成立を見ました。

しかししながら、これまでの政権によるたび重なる診療報酬のマイナス改定等により、救急、産科等の地域医療の崩壊や勤務医の過重労働など、医療現場においてさまざまな問題が生じております。

現政権は、こうした医療の再建を図るために、前政権の医療費抑制策を転換し、診療報酬の十年ぶりのネットでのプラス改定を行ったところであります。

一方、人口の高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費は毎年着実にふえ続けており、また、昨年のいわゆるリーマン・ショック以降の経済状況の悪化により、各医療保険者の財政状況は非常に厳しくなっています。

今回の法律案は、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度、それぞれの平成二十一年度以降の保険料の上昇をできるだけ抑制するため、各保険者の責に帰すことができない問題点に着目した財政支援措置等を講じることを主な内容としています。

具体的には、市町村国保につきましては、低所得者の数に着目した補助を継続すること、協会けんぽにつきましては、給与やボーナスの激減な落ち込みによる保険料収入の減少に対応するため、

た。一方、我が国は、およそ半世紀前に国民皆保険を実現し、だれもが安心して医療を受けることができる医療体制を構築し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきたところであり、このことは世界に誇るべきことであると考えます。

なお、この法案の中で盛り込まれている後期高齢者支援金に対する総報酬割の導入について、国に上がることなど保険料の上昇を抑制するための財政支援措置を講じるものであり、いずれも、現下の厳しい経済状況をかんがみれば、必要不可欠なものと考えます。

一方、我が国は、およそ半世紀前に国民皆保険を実現し、だれもが安心して医療を受けることができる医療体制を構築し、世界最長の平均寿命が得られることが、保険料の上昇を抑制するための財政支援措置を講じるものであり、いずれも、現下の厳しい経済状況をかんがみれば、必要不可欠なものと考えます。

く求められており、国民皆保険のもと、国民が安心して医療が受けられるようにするためには成立させなければならないものであると考えております。

議員各位におかれましては、厳しい状況に置かれている国民皆保険につきましても責任を持っております。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

午後零時二十七分散会

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

出席国務大臣

厚生労働大臣 長妻 昭君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(理事補欠選任)
理事 池田 元久君 (理事鈴木克昌君昨十四日理事辞任につきその補欠)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律
一、昨十四日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は裁判官彈劾裁判所裁判員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

佐藤 昭郎君

総務委員

辞任

野木 実君

補欠

小野塚勝俊君

石井 章君

磯谷香代子君

補欠

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋 秀徳君

菊田真紀子君

橋 康一郎君

小山 展弘君

赤澤 亮正君

石井 章君

橋

官 報 (号 外)

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に關する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とパミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一四四号)

以上三件 外務委員会 付託
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)
財務金融委員会 付託

国土交通委員会 付託
(内閣提出第五三二号) (参議院送付)

法務委員会 付託
(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国民年金法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五一号)

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次とのおりである。

公務員の雇用保険に関する質問主意書(柿澤末途君提出)

国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書(木村太郎君提出)

平成二十一年度特別交付税に関する質問主意書(山口俊一君提出)

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁の各種マスメディアへの対応のあり方にに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
外務省ODA評価有識者会議の座長が理事事を務

める財團法人がODA事業を受注していた件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省による口中青少年交流事業に関する質問主意書(木村太郎君提出)

学校給食における地産地消の推進に関する質問主意書(木村太郎君提出)

学校給食における地産地消の推進に関する質問主意書(木村太郎君提出)

学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員新藤義孝君提出竹島問題についてこれまで日本政府が行った抗議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出国土交通省の箇所付けに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行状況等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準

(昭和六十一年労働省告示第三十七号)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出労働者派遣事業の実情等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案に

関する質問に対する答弁書

関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出戸別所得補償モデル対策の申請状況に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に関する再質問に対する答弁書

二、給食費未納問題に対する今後の具体的な解決策について政府の見解を問う。また、未納入者が増えている原因はどこにあると考えるか。
三、徴収状況について、判明している直近の年度における滞納者数と未納入額をそれぞれ示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第二四三号
平成二十二年四月十三日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣菅直人

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

一について
〔別紙〕
衆議院議員木村太郎君提出学校給食費の徴収状況に関する質問に対する答弁書

文部科学省としては、一部の地方公共団体において学校給食を無償としていることは承知しております、このような取組は、児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るために行われています」と対話を開催し、広く国民・地域の声を聞いたところ、様々な意見が寄せられた。

従つて、次の事項について質問する。

一、学校給食費の未納問題に対する自治体の対応は様々であり、少子化対策・人口減少防止対策として、給食費を無料化する自治体が出てきて

いるが、政府の見解如何。

二及び三について
文部科学省が実施した平成十七年度における

学校給食費の徴収状況に関する調査によれば、

学校給食を実施している小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む)において、同年度の一年間に学校給食費の未納があつた児童生徒の数は九万八千九百九十三名であり、学校給食費を受けていた児童生徒全体の約一・〇パーセントを占め、また、納付されなかつた学校給食費の総額は約二十二億円であり、年間に徴収されるべき学校給食費全体の約〇・五パーセントを占めている。また、同調査によれば、学校給費が未納になっている主な原因について、学校側の認識としては、未納の約六十パーセントが「保護者としての責任感や規範意識の問題」によるもの、約三十三パーセントが「保護者の経済的問題」によるものとされている。

文部科学省においては、学校給食費の未納への対応として、教育委員会等に対し、学校給食の教育的意義や学校給食費の未納により生じる問題等について児童生徒の保護者に周知すること、経済的理由により学校給食費を納付していない保護者に対しては生活保護制度による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励すること、各学校と教育委員会が連携しながら必要な対策を講ずることなどを促し、また、学校給食の教育的意義等について学校関係者が保護者等に伝えるための資料を作成しているところであり、今後とも、学校給食費の未納が解消されるよう教育委員会等の取組を支援してまいりたい。

平成二十二年四月二日提出
質問 第三四四号

竹島問題についてこれまで日本政府が行つた抗議に関する質問主意書

提出者 新藤 義孝

竹島問題についてこれまで日本政府が行つた抗議に関する質問主意書

食を受けている児童生徒全体の約一・〇パーセントを占め、また、納付されなかつた学校給食費の総額は約二十二億円であり、年間に徴収さ

れるべき学校給食費全体の約〇・五パーセントを占めている。また、同調査によれば、学校給費が未納になっている主な原因について、学校側の認識としては、未納の約六十パーセントが「保護者としての責任感や規範意識の問題」によ

るもの、約三十三パーセントが「保護者の経済的問題」によるものとされている。

文部科学省においては、学校給食費の未納への対応として、教育委員会等に対し、学校給食の教育的意義や学校給食費の未納により生じる問題等について児童生徒の保護者に周知するこ

と、経済的理由により学校給食費を納付していない保護者に対しては生活保護制度による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励すること、各学校と教育委員会が連携しながら必要な対策を講ずることなどを促し、また、学校給食の教育的意義等について学校関係者が保護者等に伝えるための資料を作成しているところであり、今後とも、学校給食費の未納が解消されるよう教育委員会等の取組を支援してまいりたい。

内閣衆質一七四第三四四号

平成二十二年四月十三日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 菅 直人
衆議院議長 橫路 孝弘殿

衆議院議員新藤義孝君提出竹島問題についてこれまで日本政府が行つた抗議に関する質問に対する質答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員新藤義孝君提出竹島問題についてこれまで日本政府が行つた抗議に関する質問に対する質答弁書

提出者 新藤 義孝

竹島問題についてこれまで日本政府が行つた抗議に関する質問主意書

一 竹島は、日本領土でありながら韓国による不法占拠が続いている。韓国はこれまで、竹島の実効支配を既成事実化するような問題行動を繰り返しているが、日本政府はそれらに対してどのような対応をとってきたのか。これまで韓国が竹島とその周辺海域において行った行為・活動、及び、竹島に関連してこれまで韓国が行った行為・活動に対して、日本政府がとつた対応の記録を、事項ごとに明らかにされたい。

一 及び二について
お尋ねについて、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは差し控えたいが、政府としては、大韓民国に対し、二でお尋ねの件に関するやり取りの機会を含め、累次にわたり竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を明確に申し入れてきている。

平成二十二年四月二日提出
質問 第三四五号

国土交通省の箇所付けに関する質問主意書

提出者 山口 俊一

国土交通省の箇所付けに関する質問主意書

提出者 山口 俊一

改修工事、及び、竹島北西・キロ地点における海洋科学基地の建設を計画しているとの報道があるが、これらに対して日本政府はどのような対応をしているのか。また、外交上の正式ルートを通じ、抗議をしたのか。

右質問する。

一 國土交通省の箇所付けに関する質問主意書
国土交通省は平成二十二年三月二十六日、平成二十二年度公共事業予算の配分を発表した。前年度比十五・一%減の約七兆八千億円だった。今回箇所付けに関しては、事前に箇所付け資料が国会での予算審議前に与党に漏れる等したため、特に注目されるものであつた。

これを踏まえて、次の事項について質問する。
一 この度の平成二十二年度公共事業予算(以下、箇所付けとする)の配分発表については、配布はせずホームページ上で一斉に公表された

と認識しているが、間違いないかお聞かせいた
だきたい。また、公平公正に公表するとの趣旨
は理解できるが、民主党幹事長室等与党側に對
して、事前もしくは同時に箇所付け資料配布等
を行つた事実があるかどうか、配布等した経緯が
あるのなら、いつ誰に對して資料配布等を行つ
たのか、併せてお教えいただきたい。

二 この度の箇所付けに関して、全体では配分先未定の保留分も含めて事業費ベースで前年度比十五・一%減の予算配分であったが、徳島県関係全体の箇所付け総額は前年度比でどれだけであつたか、お教えいただきたい。

三 徳島県関係箇所付けでは、国道三十二号猪ノ鼻道路が前年度比約六十三%減の四億二千八百万円となり、全体の対前年度比に比べて大幅な減となつていてが、猪ノ鼻道路について半減以上のお算削減を行つた理由は何か。また、来年度についても同じような削減を行うのかも、併せてお聞かせいただきたい。

四 猪ノ鼻道路は着工当初ではどのようなタイミングスケジュールを想定され、現在それがどのよう
に変更されているのか、完成の時期も含めてお
教えいただきたい。また、国道三十二号改築防
災事業では五千万元のみの箇所付けとなつて
いるが、この予算是調査費のみとの認識でよい
か、今後の工事着工の見通しを含めてこの事業
に対する政府の見解をお聞かせいただきたい。

五 猪ノ鼻道路を含む国道三十二号線改良工事に
ついては、降雨による事前通行規制区間が今も
なお含まれている路線である。地域を結ぶ幹線

が落石や地すべり等で寸断される恐れがあり、

連続雨量二百五十ミリで通行が出来ないとなれば、現在の異常気象や台風の通り道である事を考えると、緊急を要する工事であると私は認識しているが、政府としての認識は如何か、お教えいただきたい。

六 徳島県民と香川県民の悲願である新猪ノ鼻トンネルであるが、政府としてはこれを必ず完成させるとの認識でよいか、決意をお聞かせいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第三四五号

平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 普 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出国土交通省の箇所付けに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出国土交通省の箇所付けに關する質問に対する答弁書

について

国土交通省では、同省所管の公共事業の事業箇所ごとに決定した平成二十二年度予算の配分額について、本年三月二十六日に同省のホームページで公表したところであり、当該公表以前に、当該公表内容を記載した資料の配布等は行っていない。

二について

お尋ねの「徳島県関係全体の箇所付け総額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、

国土交通省所管の公共事業の事業箇所ごとに決定した平成二十二年度予算の配分額のうち、徳島県内の事業に係る配分額の総額については、

対前年度比十五・四パーセントの減額となつて

一般国道三十二号猪ノ鼻道路については、平成十九年度より順次、用地買収及び工事を進め

てきており、平成二十二年度は、これまでの事

業の進捗状況等を踏まえ、トンネルの本体工事等に必要となるアクセス道路の工事等に係る予算を計上したものである。また、来年度の予算額については未定である。

四について

一般国道三十二号猪ノ鼻道路については、平成十六年度より現地において測量及び地質調査

を開始し、おおむね当初の想定どおり、平成十九年度には用地買収及び一部の工事に着手した

ところである。具体的な完成予定期は、今後

の用地買収の状況やトンネル等の工事の進捗状況によることとなり、現段階において、明確に

お示しすることは困難である。

また、一般国道三十二号改築防災事業について、現在、大歩危工区について優先的に事業を進めているところであり、平成二十二年度

は、当該工区の道路設計等に係る予算を計上し

を要している地区があり、現段階において、工事着工の見通しを明確にお示しすることは困難である。

一般国道三十二号については、異常気象時の事前通行規制区間や線形不良区間等があることから、国土交通省において、これらの課題を解消することを目的として、御指摘の新猪ノ鼻トンネルを含む猪ノ鼻道路の整備や改築防災事業等を進めているところである。

質問 第三四六号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業

労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行状況等に関する質問主意書

提出者 加藤 勝信

法律案」を国会に提出した。しかしながら、労働者派遣制度に関しては、現行法の運用に当たつても様々な問題点が指摘されている。そこで、次の事項について質問する。

一 平成二十二年一月八日、厚生労働省は、「期間制限を免れるために専門二十六業務と称した

を要している地区があり、現段階において、工事着工の見通しを明確にお示しすることは困難である。

一般国道三十二号については、異常気象時の事前通行規制区間や線形不良区間等があることから、国土交通省において、これらの課題を解消することを目的として、御指摘の新猪ノ鼻トンネルを含む猪ノ鼻道路の整備や改築防災事業等を進めているところである。

当該通達では、事務用機器操作（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）施行令第四条第五号）の具体例として、「文書作成ソフトを用い、文字の入力のみならず、編集、加工等を行い、レイアウト等を

考慮ながら文書を作成する業務」等を挙げ、「單純に数値をキー入力するだけの業務を行つてゐる場合は、「事務用機器操作」には該当しない」と記載している。しかし、労働者派遣法施行令を改正すべきであり、当該通達によつて規定していないことから、どのような操作方法でもよいはずである。操作方法を限定するのであれば、施行令を改正すべきであり、当該通達によつてこれを限定することは、労働者派遣法第四十条の施行状況等に関する質問主意書

政府は、平成二十二年三月二十九日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行状況等に関する質問主意書

の二第一項第一号の趣旨を逸脱するものではないのか。逸脱しないのであればその理由を明らかにされたい。

二 一の通達では、ファイリング（労働者派遣法施行令第四条第八号）について、「高度の専門的な知識、技術又は経験を利用して、分類基準を作成した上で当該分類基準に沿つて整理保管を行ふもの等に限られる」と記載している。しかし、労働者派遣法施行令第四条第八号では、

<p>けて開設された、いわゆる年越し派遣村に援助を求めて来られた人たちの前職及びその離職時期を明らかにされたい。</p> <p>2-1のいわゆる年越し派遣村に援助を求めて来られた人たちのうち前職が派遣労働者であり、離職時期がリーマンショック後の平成二十年十月以降であつた人数を明らかにされた</p> <p>3 平成二十一年暮れから平成二十二年正月にかけて東京都が開設した、いわゆる公設派遣村に援助を求めて来られた人たちの前職及びその離職時期を明らかにされたい。</p> <p>4 3の公設派遣村に援助を求めて来られた人たちのうち前職が派遣労働者であり、離職時期がリーマンショック後の平成二十年十月以降であつた人数を明らかにされたい。</p> <p>5 3の公設派遣村では東京都が就職活動に必要な資金をまとめて支給したところ、行方不明となつた者がいるとの報道があるが、その人數、そのうち前職が派遣労働者であり離職時期が平成二十年十月以降であつた人数を明らかにされた。</p>		<p>となつた人数を明らかにされたい。</p> <p>三 政府が派遣切りにあつた人のうち雇用促進住宅、公営住宅等の住宅のあつせんを行つた人数を明らかにされたい。また、そのうち前職が派遣労働者であり離職時期が平成二十年十月以降であつた人数を明らかにされたい。</p> <p>四 雇用調整助成金について</p> <p>1 雇用調整助成金の支給対象となつた企業数及び労働者数を明らかにされた。</p> <p>2 雇用調整助成金の支給対象となつた労働者派遣事業所数及び労働者数を明らかにされた。また、労働者派遣事業における雇用調整助成金の活用状況について、政府はどのように評価しているのか明らかにされたい。</p> <p>3 離職者住居支援給付金について</p> <p>1 離職者住居支援給付金の支給対象となつた企業数及び労働者数を明らかにされたい。</p> <p>2 離職者住居支援給付金の支給対象となつた労働者派遣事業所数及び労働者数を明らかにされたい。また、労働者派遣事業における離職者住居支援給付金の支給対象となつた</p>
<p>内閣衆質一七四第三四八号 平成二十二年四月十三日 内閣總理大臣臨時代理 國務大臣 菅 直人 衆議院議長 横路 孝弘殿 〔別紙〕</p> <p>衆議院議員加藤勝信君提出労働者派遣事業の実情等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>衆議院議員加藤勝信君提出労働者派遣事業の実情等に関する質問に対する答弁書</p> <p>（別紙）</p> <p>お尋ねについては、把握していない。なお、「東京都が開設した、いわゆる公設派遣村に援助を求めて来られた人たち」の数は、八百六十人であった。</p>		<p>に関する法律」について改正する必要はないのか。また、契約社員や請負労働者に係る特別立法を検討する必要はないのか。必要がないのであればその理由を明らかにされたい。</p> <p>八 派遣労働者の賃金水準について</p> <p>1 派遣労働者の賃金水準及び製造業務に就く派遣労働者の賃金水準を明らかにされたい。</p> <p>2 1の派遣労働者及び製造業務に就く派遣労働者の賃金水準は、正規労働者、非正規労働者、パートタイム労働者、契約社員、請負労働者等と比較してどのような水準にあるのか明らかにされたい。</p> <p>九 労働者派遣事業における健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険の適用状況を明らかにされたい。</p> <p>一の5について</p> <p>お尋ねの「行方不明となつた者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京都から聞いたところ、「東京都が就職活動に必要な資金」として施設利用者に支給した一時金について、昼食代及び交通費等に要した費用の精算を行っていない者の人数は、平成二十二年一月二十八日時点で九十人である。</p> <p>一の3及び4について</p> <p>お尋ねについては、把握していない。なお、「東京都が開設した、いわゆる公設派遣村に援助を求めて来られた人たち」の数は、八百六十人であった。</p>

平成二十二年三月十八日調査の時点では十四万八千六百三十四人であるが、このうち、生活保護の対象となつた人数については、把握していない。

三について

お尋ねの人数については、把握していない。

なお、解雇等に伴い住居を喪失した求職者等に対する雇用促進住宅及び公営住宅を含む公的賃貸住宅における入居決定件数については、それぞれ、平成二十年十二月十五日から平成二十三年三月十九日までの間の累計で、八千九百七十件、平成二十年十二月二十五日から平成二十一年三月十九日までの間の累計で、三千三百十一件である。

四について

平成二十二年二月に雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下同じ。）の支給の前提となる休業等実施計画届を提出した事業所の数は、延べ七万九千七百五十四事業所（速報値）、当該計画届における対象労働者の数は、延べ百六十万八千百九十六人（速報値）である。

これらのうち、労働者派遣事業を行う事業所の数については把握していないが、平成二十二年二月に支給対象となつた派遣労働者の数は、延べ五千九百七十七人（速報値）である。政府としては、労働者派遣事業の事業主の一部が、雇用調整助成金の活用により雇用の維持に取り組んだものであると考えている。

制度が創設された平成二十一年二月六日から五について

平成二十二年二月末までの間に離職者住居支援付金の支給対象となつた事業所の数は、延べ千五百八十九事業所（速報値）、支給対象となつた労働者の数は、四千二百五十九人（速報値）である。

これらのうち、労働者派遣事業を行う事業所の数及び派遣労働者の数については把握していないが、離職者住居支援付金の支給の前提となる再就職援助計画の提出状況（速報値）で見れば、同期間に提出された当該計画における対象労働者一万六千五百十八人中、八千百七十八人が派遣労働者であり、政府としては、労働者派遣事業の事業主の一部が、離職者住居支援給付金の活用により離職した派遣労働者の住居の確保を図つたものと考えている。

六について

総務省の「労働力調査」によれば、平成二十一 年十月から十一月までの間の平均で、非正規の職員・従業員は千七百六十万人、このうち労働者派遣事業所の派遣社員は百十一万人である。

七について

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号。以下「パートタイム労働法」という。）については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十二号）により改正され、平成二十年四月一日から施行されているところであり、同法附則第七条の規定の趣旨を踏まえ、同法による改正後のパートタイム労働法の規定の施行状況も勘案しつつ、パートタイ

ム労働法の改正の必要性等について検討してまいりたい。

契約社員については、有期労働契約の在り方に関し、厚生労働省において、学識経験者による研究会で検討を行い、本年夏頃までに報告書を取りまとめることとしており、当該報告書も踏まえ、労働政策審議会において審議をいたしておりたい。

請負労働者については、労働者派遣のように雇用関係と指揮命令関係とが異なっているわけではなく、請負事業主が使用者としての責任に基づき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等を遵守すべきであるところ、現時点では、御指摘のような特別立法を検討することは考えていない。

八の1について

「平成二十年派遣労働者実態調査」によると、派遣労働者の平均賃金が時間換算で千二百九十九円、物の製造の業務における派遣労働者の平均賃金が時間換算で千百十九円となつていている。

八の2について

「平成二十年派遣労働者実態調査」のようにな

平成二十二年四月二日提出

質問 第二三四九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

提出者 加藤 勝信
意書

種手当を除いた基本給のみを調査対象とした方法では「正規労働者」等の賃金実態の調査をしておらず、正確な比較をすることは困難であるが、「平成二十年賃金構造基本統計調査」の結果を基に、基本給に各種手当を加えた所定内給与額の一時間当たりの額を試算すると、「正社員・正職員」が千九百十八円、「正社員・正職員以外」が千百九十五円となつている。

政府は、平成二十二年三月二十九日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就

業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）を国会に提出した。本法律案は、派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に与える影響が非常に大きいものであると考える。そこで、次の事項について質問する。

一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）が施行されて二十年以上経過し、労働者派遣制度は労働力需給調整システムとして定着していると考えるが、政府は労働者派遣制度が果たしてきた役割をどのように評価・分析しているのか。

二 本法律案では、いわゆる登録型派遣（以下「登録型派遣」という。）、製造業務派遣及び日雇派遣の原則禁止が盛り込まれている。これでは、家庭の事情等により長期間フルタイムで働くことができない労働者や自らの都合に合わせて働くことを希望する労働者の雇用機会が失われる懸念がある。また、派遣先にとっても必要なときに必要な労働力を確保することが困難となり、円滑な企業経営に支障を来すことが懸念される。

1 政府は、どういう問題点の解消を図るために、このように規制色の濃い法案を提出したのが具体的に示されたい。

2 規制により派遣労働者の雇用機会や派遣先の労働力をどのように確保することとしているのか。

3 離職を余儀なくされる労働者に対するセーフティネットをどのように整備するのか。

四 現行労働者派遣法においては、派遣労働者の保護に関してその適正な就業が確保されるよう、労働者派遣契約、派遣元事業主が講すべき措置、派遣先が講すべき措置及び労働基準法等の適用に関する特例措置を規定している。本法律案において法律の題名及び目的規定にあえて「派遣労働者の保護」を盛り込んだ理由は何か。

五 リクルートワークス研究所「派遣法改正案の具体的影響と本質的な論点」（二〇〇九年十二月）によれば、日雇い派遣・スポット派遣の禁止により九万二千人、製造業務を除く登録型派遣の禁止により十一万一千人、製造業務派遣のように評価しているのか。

六 本法律案により製造業務派遣等が原則禁止されることに伴い、当該派遣労働者が派遣先に直れることがあります。政府は、登録型派遣を禁止している国はあるのか。あれば当該国名及び

三 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、行政機関は、法令の制定又は改廃により規制の新設、廃止又は変更を行う場合には事前評価を行わなければならないこととされている。厚生労働省は、本法律案の国会提出に当たり、労働者派遣法等の改正が国民生活や企業活動といった我が国経済にどのような影響を与えると政策評価しているのか、また、どのような手法により政策評価を行つたのか具体的に明らかにされたい。

接雇用されると考えているのか。そのように考える根拠は何か。

七 リーマンショック後に派遣切りされた派遣労働者数及び解雇又は雇い止めされた契約社員数を明らかにされたい。

八 適用除外業務について

1 現行労働者派遣法において、①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務及び④医療関連業務が適用除外とされている理由を各業務ごとに明らかにされたい。

2 港湾運送業務及び建設業務については、それぞれ港湾労働法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律により、実質的に労働者派遣を行なうことができるが、その理由を明らかにされたい。

3 医療関連業務については、労働者派遣法施行令により労働者派遣が可能な場合が規定されているが、法律で規定しない理由を明らかにされたい。

九 登録型派遣の原則禁止について

1 本法律案では、登録型派遣を原則禁止とすることとしているが、登録型派遣と常用型派遣の区分の基準となる「常時雇用」の定義を明らかにするとともに、なぜ法律で具体的に定義しないのかその理由を明らかにされたい。

2 登録型派遣は、労働者派遣制定時から認められている。本法律案において、それを原則禁止とする理由について具体的に示されたい。また、諸外国において登録型派遣を禁止している国はあるのか。あれば当該国名及び

禁止の具体的な内容を明らかにされたい。

3 政府は、登録型派遣の原則禁止により、派遣労働者を雇用している中小企業をはじめ企業経営にどのような影響を及ぼすのか調査を行つたことがあるのか。

4 政府は、登録型派遣の原則禁止によって失業する派遣労働者数及び廃業する派遣元事業所数がどの程度になると推計しているのか、積算根拠も含めて明らかにされたい。

5 登録型派遣の原則禁止に関する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。

6 社団法人日本人材派遣協会の調査では、派遣労働者が今後希望する働き方として正社員希望が三十九%、派遣希望が二十九%、紹介予定派遣希望が十四%となつてている。この調査結果について政府の評価を明らかにされたい。

7 登録型派遣の原則禁止により、派遣元事業主にとっては、雇用の選択肢が狭められ、その結果、採用に慎重となり、ひいては労働者の雇用機会の減少につながるのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

8 労働者派遣業界では、登録型派遣労働者の使用により六万四千人が失職する可能性があると推計している。政府はこの試算についてどのように評価しているのか。

9 働く人たちの中で自分の都合の良い日に自分の都合の良い場所で働くことを優先して働き方を決めている人がどの程度いるのか。また、登録型派遣が原則禁止された場合、どのような人は自らの雇用機会をどのように確保すればよいのか。	官報(号外)
10 働く人たちの転職状況を明らかにされた直近時点におけるハローワークの職業紹介、民営職業紹介による就職者数を明らかにされた。	11 直近時点におけるハローワークの職業紹介、民営職業紹介による就職者数を明らかにされた。
12 政府は、ハローワークの職業紹介や民営職業紹介による就職者数をどの程度増やせば、登録型派遣の原則禁止による失業を回避することができるか分析しているのか明らかにされたい。また、そのための具体的対策如何。	13 政府は、製造業務派遣の原則禁止によつて失業する派遣労働者数及び廃業する派遣元事業所数がどの程度になると推計しているのか、積算根拠も含めて明らかにされたい。
14 登録型派遣の原則禁止の例外について、いわゆる専門二十六業務、産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣、高齢者派遣及び紹介予定派遣が規定されている。これらについて登録型派遣を認める理由を各々明らかにされたい。	15 登録型派遣の原則禁止の例外として、いわゆる専門二十六業務、産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣、高齢者派遣及び紹介予定派遣が規定されている。これらについて登録型派遣を認める理由を各々明らかにされたい。
16 現行労働者派遣法第四十条の二第一項第一号に規定されているいわゆる有期、プロジェクト業務及び日数限定業務について登録型派遣が禁止される理由を示されたい。	17 現行労働者派遣法第四十条の二第一項第一号に規定されているいわゆる有期、プロジェクト業務及び日数限定業務について登録型派遣が禁止される理由を示されたい。
18 いわゆる専門二十六業務については、本法律案成立後、その範囲の見直しを考えているのか。その場合、範囲を拡大させる予定でいい。	19 いわゆる専門二十六業務については、本法律案成立後、その範囲の見直しを考えているのか。その場合、範囲を拡大させる予定でいい。
20 年前の衆議院議員総選挙における民主党のマニフェストでは、製造業務派遣の禁止の例	21 年前の衆議院議員総選挙における民主党のマニフェストでは、製造業務派遣の禁止の例
22 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。	23 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。
24 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。	25 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。
26 製造業務派遣は製造業の技能の継承の観点から問題であるならば、期間工や季節工なども技能の継承から問題ではないのか。期間工や季節工を禁止しない理由を明らかにされたい。	27 製造業務派遣は製造業の技能の継承の観点から問題であるならば、期間工や季節工なども技能の継承から問題ではないのか。期間工や季節工を禁止しない理由を明らかにされたい。
28 政府は、製造業務派遣が原則禁止したことの関連は如何。また、例外とした理由を明確にされたい。	29 政府は、製造業務派遣が原則禁止したことの関連は如何。また、例外とした理由を明確にされたい。
30 政府は、製造業務派遣を禁止している国はあるのか。あれば当該国名及び禁止の具体的な内容を明らかにされたい。	31 政府は、製造業務派遣を禁止している国はあるのか。あれば当該国名及び禁止の具体的な内容を明らかにされたい。
32 政府は、製造業務派遣が原則禁止によって失業する派遣労働者数及び廃業する派遣元事業所数がどの程度になると推計しているのか、積算根拠も含めて明らかにされたい。	33 製造業務派遣が原則禁止されれば、派遣先は直接雇用か請負を活用せざるを得なくななる。しかし、請負の活用は偽装請負の発生が懸念され、そのような懸念があるからこそ製造業務派遣を解禁して労働者派遣法を適用し、派遣元事業主及び派遣先に対する指導、助言及び勧告並びに派遣労働者の保護が図られてきたと考えられる。偽装請負の発生防止に向けて、厚生労働省は具体的にどのような対策を講じようとしているのか明らかにされたい。
34 請負労働者も解雇や雇止めとなつており、雇用の安定が図られているとは言い難く、請負労働者についても有期労働契約を禁止すべきという議論があるが、これについて政府の見解を明らかにされたい。	35 請負労働者については、労働基準法等一般的な労働法以外に法律がないことから、請負労働者を対象とする新法を制定すべきという議論があるが、これについて政府の見解を明らかにされたい。
36 請負労働者について、労働基準法等一般的な労働法以外に法律がないことから、請負労働者を対象とする新法を制定すべきという議論があるが、これについて政府の見解を明らかにされたい。	37 同アンケートでは、派遣労働者の六七%が製造業務派遣の禁止に反対しているが、この結果について政府の見解を明らかにされたい。
38 請負労働者について、労働基準法等一般的な労働法以外に法律がないことから、請負労働者を対象とする新法を制定すべきという議論があるが、これについて政府の見解を明らかにされたい。	39 同アンケートでは、派遣労働者の六七%が製造業務派遣の禁止に反対しているが、この結果について政府の見解を明らかにされたい。
40 登録型派遣の原則禁止については、施行後二年間の暫定措置規定があるが、製造業務派遣の原則禁止にこのよう規定を設けなかつた理由を明らかにされたい。	41 登録型派遣の原則禁止については、施行後二年間の暫定措置規定があるが、製造業務派遣の原則禁止にこのよう規定を設けなかつた理由を明らかにされたい。
42 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。	43 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。
44 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。	45 業界団体のアンケート調査には公正さに欠けるという指摘があることから、政府において製造業務に就く派遣労働者のニーズや対策を調査すべきではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。
46 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。	47 業界団体のアンケート調査には公正さに欠けるという指摘があることから、政府において製造業務に就く派遣労働者のニーズや対策を調査すべきではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。
48 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。	49 製造業務派遣の原則禁止について、外資系企業の母国から日本に対する投資の参入障壁となるという指摘について、政府はどのように考えているのか。
50 昨年の衆議院議員総選挙における民主党のマニフェストでは、製造業務派遣の禁止の例	51 昨年の衆議院議員総選挙における民主党のマニフェストでは、製造業務派遣の禁止の例

(号)外

2 登録型派遣の原則禁止の例外としていわゆる産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣、高齢者派遣及び紹介予定派遣が規定されているにもかかわらず、製造業務派遣の原則禁止の例外にこれらの労働者派遣が規定されていない理由を明らかにされたい。

十四 登録型派遣、製造業務派遣及び日雇派遣が原則禁止されば、派遣労働者の失業、派遣先の労働力不足等が懸念されると考える。このよう一般的な禁止規定は、我が国も批准している「民間職業仲介事業所に関する条約」(ILO)条約第百八十一号の「特定の状況の下で、特定の種類の労働者又は特定の部門の経済活動について、労働者派遣等を禁止することができる」旨の規定(第二条4(a))に反することになるのではないか。違反しないのであればその理由を具体的に明らかにされたい。

十五 登録型派遣が禁止される業務及び製造業務派遣が禁止される業務については、常時雇用する労働者であれば労働者派遣が可能となる。この常時雇用する労働者の定義については、期間の定めなく雇用されている者のみであるのか、有期の労働契約を反復更新されている労働者は含まれないのか明らかにされたい。有期契約労働者が含まれるのであれば、「常時雇用する労働者」という文言は誤解を招く懸念があり、定義規定を法律に明記すべきではないのか。定義規定を本法律案に明記しない理由を明らかにされたい。

十六 登録型派遣の原則禁止規定及び製造業務派遣の原則禁止規定の施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。このように三年間の猶予期間を設けた理由は何か。

十七 さらに、登録型派遣の原則禁止規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、政令で定める業務については、登録型派遣を認ることとしている。この政令で定める業務とは具体的にどのような業務を想定しているのか。さらに、最大五年間の猶予期間を設ける理由は何か。

十八 日雇派遣の原則禁止について

1 平成二十年に政府が提出した改正法案では、日雇労働者の範囲を「日々又は三十日以内の有期雇用労働者」と規定していたが、本法律案では「日々又は二月以内の有期雇用労働者」に拡大させている。このように日雇派遣の原則禁止の範囲を拡大させた理由は何か。

十九 第百七十一回国会に民主党、社会民主党及び国民新党が衆議院に提出した「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等」の一部を改正する法律案では、派遣労働者に係る雇用契約であつて、二月以内の期間の定めのあるものは、二月に一日を加えた期間の定めのあるものとみなす規定が盛り込まれていたが、本法律案にそれが規定されていない理由を明らかにされたい。

二十 グループ企業派遣の規制について

1 本法律案では、グループ企業内の労働者派遣の割合を八割以下とする規制が規定されているが、このような規定を設ける理由は何か。

二十一 本法律案には、離職した労働者について、この規制の例外として規定されている「雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者」として、「厚生労働省令で定める者」とは具体的にどのようなるか。

二十二 本法律案が施行された結果、離職を余儀なくされた派遣労働者や廃業を余儀なくされた派遣元事業主に対して、政府はどのような対策を考えているのか。

二十三 職業紹介の充実について

1 本法律案は、登録型派遣、製造業務派遣及び日雇派遣の原則禁止を規定しており、労働者派遣事業の大幅な縮小は避けられないと考える。そのため、政府は、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しているが、労働力需給のミスマッチを防止するために職業紹介を具体的にどのように

4 1 日雇派遣労働者については、どのように日雇派遣の原則禁止の例外として認められる業務及びその理由を明らかにされたい。

うに充実させるのか。

- 2 職業紹介の充実に係る政策目標の具体的な内容を示されたい。また、その政策効果はいつ、どのような手法で分析・検証するのか。

さらに、政策効果が目標を下回った場合、禁止されている労働者派遣の解禁の可否について理由も併せて明らかにされたい。

- 二十四 労働者派遣契約の解除に当たつて講すべき措置について

1 本法律案では、労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し、労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項を定めなければならないと規定しているが、具体的にどのような措置を定めなければならないのか。

- 2 派遣先は、その都合により労働者派遣契約の解除を行うに当たつては、派遣元事業主による派遣労働者に対する休業手当等の負担をしなければならない。派遣先の金銭的負担は、休業手当の他にどのようなものを想定しているのか。派遣元事業主の逸失利益はこの規定の対象に含まれるのか。

二十五 有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等について

- 1 本法律案に有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等の規定が盛り込まれた理由を明らかにされたい。
- 2 有期雇用派遣労働者等の定義規定について、「相当期間」とは具体的にどのくらいの期

間を示すのか。「厚生労働省令で定める者」とは具体的にどのような者を想定しているのか。

- 二十六 均衡を考慮した待遇の確保について

1 本法律案では、派遣元事業主に派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣労働者との「均衡」を考慮することを規定しているが、この「均衡」の具体的内容及び「均等」との違いを示されたい。

- 2 昨年の衆議院議員総選挙における民主党のマニフェストには、「派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する」と明記されていたが、本法律案ではそれが実現されないと考える。これはマニフェスト違反であると認めるのか。認めないのであれば、その理由を明らかにされたい。

- 3 派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金を比較したところ、派遣労働者の賃金の方が高かつた場合には、本法律案により派遣労働者の賃金を引き下げなければならないのか。
- 4 派遣元事業主が派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇を確保しなかつた場合、派遣元事業主はどのようなペナルティを受けるのか。

二十七 労働者派遣事業の業務の内容に係る情報提供義務の創設について

- 1 本法律案では、派遣元事業主は、事業所ごとの派遣労働者数等の情報を提供しなければならないと規定しているが、法律に規定されている事項の他に厚生労働省令ではどのように

同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準などの事情を比較したところ、派遣労働者の賃金の方が高かつた場合には、本法律案により派遣労働者の賃金を引き下げなければならないのか。

- 二十八 労働者派遣料金額の明示について
- 1 労働者派遣料金額の明示に当たつて厚生労働省令で定める額の具体的な内容とは何か。
- 2 労働者派遣料金額の明示は、書面で行わなければならないのか。

二十九 待遇に関する事項等の説明について

- 1 派遣元事業主が派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し説明しなければならない事項のうち、法律に規定されている事項の他に厚生労働省令で定める事項とは何か。

- 2 採用時における待遇に関する事項等の説明は、書面によつて行わなければならない。
- 3 採用時における待遇に関する事項等の説明は、労働基準法による労働条件の明示や労働者派遣法による就業条件の明示と併せて行うことができるのか。
- 4 採用時における待遇に関する事項の説明に誤りがあつた場合、派遣元事業主はどのようなペナルティを受けるのか。

- 三十 期間を定めないで雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務について
- 1 本法律案は、派遣受入期間の制限のない業務(いわゆる専門二十六業務等)に就く期間を定めないで雇用される派遣労働者について、派遣先の労働契約申込義務の適用対象から除

な事項を規定する予定でいるのか。

- 2 いわゆるマージン率の平均も情報提供義務の範囲に含まれているが、厚生労働省令で定める算定方法を具体的に示されたい。

三十六 労働者派遣料金額の明示について

- 1 労働者派遣料金額の明示は、書面で行わなければならないのか。

外することを規定しているが、「期間を定めないで雇用される労働者」とは、文字どおり期間の定めのない労働者のみを指すのか、有期労働契約を反復更新されて一年を超えて雇用されている者又は一年を超えて雇用される見込みのある者は含まれないのか明らかにされたい。

2 派遣受入期間の制限のある業務(いわゆる非専門二十六業務等)に就く期間を定めないで雇用される派遣労働者については、現行労働者派遣法どおり派遣先の労働契約申込義務が適用されるのか。

三十一条 法律案では、労働者派遣契約の締結に際し、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の紹介予定派遣に関する事項を定めなければならないと規定されているが、「その他の紹介予定派遣に関する事項」の具体的な内容は何か。

三十二条 労働契約申込みなし制度等の創設について
1 本法律案では、派遣先がいわゆる違法派遣であることを知りながら派遣労働者を受け入れた場合には、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなすと規定している。しかし、このような労働契約申込みなし規定は、企業の採用の自由や労働契約の合意原則(労働契約法第三条及び第六条)に違反するのではないかという疑問がある。このよう規定を盛り込んだ理由及び採用の自由や労働契約の合意原則に違

反しない理由を具体的に示されたい。

2 ①適用除外業務への派遣受入れ、②無届可・無届事業所からの派遣受入れ、③派遣受入期間の制限違反、④いわゆる偽装請負及び登録型派遣の原則禁止に違反した派遣受入者が労働契約申込みなし規定の対象となつた理由について、各々明らかにされたい。

3 労働契約申込みなし規定により、派遣先は派遣労働者との労働契約の内容の決定に関することができないが、これは、企業はいかなる条件下労働者を雇うのかについて原則として自由に行うことができるという最高裁判決(三菱樹脂事件 昭和四十八年十二月十二日)に抵触するのではないか。抵触しないならば、その理由を明らかにされたい。

4 違法派遣についての立証責任は、派遣労働者と派遣先のどちらにあるのか。
5 常時雇用する労働者の範囲に有期労働契約を反復更新して一年を超えて引き続き雇用されている者又は一年を超えて雇用される見込みのある者が含まれるとした場合について

三十五条 労働者災害補償保険法の一部改正について
1 本法律案は、派遣先の事業主等に対する報告書提出若しくは出頭命令又は派遣先の事業の事業場等への立入検査を規定しているが、このような規定を盛り込んだ理由を明らかにされたい。

三十六条 期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為について
1 労働政策審議会に諮問し、妥当であると答申された改正法案要綱には、期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁が盛り込まれていたが、本法律案には、この規定が削除されている。今回の労働者派遣法の改正は、労働政策審議会において公労使の三者が審議し、ギリギリの調整を経て取りまとめられたものであると理解している。それにもかかわらず、審議会答申と異なる本法律案が提出された背景と理由について

三十七条 労働政策審議会の答申と異なる立法措置を講ずることは、政治の信用を失い、法律の施行に当たって労使の協力を得ることが困難となる懸念があるのでないか。

右質問する。

2 労働政策審議会の答申と異なる立法措置を講ずることは、政治の信用を失い、法律の施行に当たって労使の協力を得ることが困難となる懸念があるのでないか。

内閣衆質一七四第三四九号

平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

三十八 期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為について
1 労働政策審議会に諮問し、妥当であると答申された改正法案要綱には、期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁が盛り込まれていたが、本法律案には、この規定が削除されている。今回の労働者派遣法の改正は、労働政策審議会において公労使の三者が審議し、ギリギリの調整を経て取りまとめられたものであると理解している。それにもかかわらず、審議会答申と異なる本法律案が提出された背景と理由について

三十九 申された改正法案要綱には、期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁が盛り込まれていたが、本法律案には、この規定が削除されている。今回の労働者派遣法の改正は、労働政策審議会において公労使の三者が審議し、ギリギリの調整を経て取りまとめられたものであると理解している。それにもかかわらず、審議会答申と異なる本法律案が提出された背景と理由について

四十 労働政策審議会に諮問し、妥当であると答申された改正法案要綱には、期間を定めないで雇用される労働者に係る特定を目的とする行為の解禁が盛り込まれていたが、本法律案には、この規定が削除されている。今回の労働者派遣法の改正は、労働政策審議会において公労使の三者が審議し、ギリギリの調整を経て取りまとめられたものであると理解している。それにもかかわらず、審議会答申と異なる本法律案が提出された背景と理由について

〔別紙〕

衆議院議員加藤勝信君提出労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

一について

労働者派遣制度は、労働力の需給調整を図るための制度として、我が国の労働市場において一定の役割を果たしているものと認識している。他方で、行き過ぎた規制緩和により、日雇派遣等の不安定な雇用も増加し、労働者の保護に欠ける面が出てきたことも否定できない。

二の 1について

日雇派遣など社会的に問題のある形態が生じていたこと、また、いわゆる「派遣切り」において、常時雇用する労働者でない者の労働者派遣についてはその雇用の不安定さが、製造業務派遣については更に技能の継承の問題が指摘されており、これらの問題点の解消を図るためにある。

二の 2について

常時雇用する労働者でない者の労働者派遣や常時雇用する労働者でない者の労働者派遣や派遣については、その規定の施行の日を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(以下「本法律案」という。)の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とすることで十分な準備時間を確保し、雇用に与える影響を最小限にすることとしている。また、御指摘の労働者派遣の禁止に伴って、労働者派遣に

よる就業ができなくなる派遣労働者の雇用の安定を図ることは必要であると考えており、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等の必要な措置を講ずるよう努めることとしている。

二の 3について

お尋ねのセーフティネットについては、適用事業に雇用されていた労働者が失業して所得の源泉を喪失した場合に、失業等給付を行うことで再就職するまでの生活の安定を図る雇用保険制度が整備されているところである。

二の 4について

一の 2について及び二の 3についてで述べた対策が十分な効果を上げられるよう取り組んでまいりたい。

三について

御指摘の事前評価の結果については、厚生労働省のホームページにおいて、「規制影響分析書」として公表している。

四について

本法律案において、更なる派遣労働者の保護、雇用の安定に重点を置いた措置を講ずることとしていることから、題名及び目的を変更するものである。

五について

御指摘の調査は、民間の団体が独自に行つた調査であり、政府として見解を述べることは差し控えたい。

本法律案により製造業務派遣が原則禁止され

て、引き続き労働力の需要があることが考えられることから、当該派遣労働者が派遣先に直接雇用されることも考えられる。

七について

厚生労働省の「非正規労働者の雇止め等の状況について(三月報告)」によると、労働者派遣契約の期間満了又は中途解除により、平成二十一年十月一日から平成二十二年三月十八日までの間に雇用調整を実施済みであるか又は平成二十一年十月一日から平成二十二年六月末までの間に雇用調整を実施予定である派遣労働者の数は、平成二十二年三月十八日調査の時点では十四万八千六百三十四人である。

同様に、労働契約の期間満了又は解雇により雇用調整を実施済みであるか又は雇用調整を実施予定である契約社員の数は、六万二千五百三十三人である。

八の 1について

①の禁止の理由は、業務の波動性等その特殊性にかんがみ、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)において、港湾労働の実情を踏まえた特別の雇用調整制度が設けられているためである。

八の 2について

②の禁止の理由は、現実に重層的な下請関係のもとに業務処理が行われている中で、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)により、労働者を雇用する者と指揮命令する者が一致する請負という形態を踏まえて適時適切に定める必要があることから、政令で定めることとしているものである。

八の 3について

医療関連業務については、地域における医療の確保のために労働者派遣を可能とすることが適切な場合もあり、その時々の地域医療の実態を踏まえて適時適切に定める必要があることから、政令で定めることとしているものである。

九の 1及び十五について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣

いるからである。

③の禁止の理由は、請負形態により業務を処理することが警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)上求められており、労働者派遣を認めることは、その業務の適正な遂行を確保するためには適当でないためである。

八について

④の禁止の理由は、病院等が派遣労働者を受け入れると、病院がチーム医療の構成員を特定できず、また、チーム医療の構成員に派遣元事務主の都合によって差し替えられる者が含まれることとなり、チーム医療の構成員によるお互いの能力把握や意思疎通が十分になされず、チーム医療に支障が生ずるおそれがあるためである。

た、生命及び身体に関する医療関連業務については慎重を期す必要があるためである。

八の 2について

港湾労働者や建設労働者の雇用の安定を図る等の必要があることから、業務の波動性等に対応して港湾運送事業又は建設事業を行なう事業者が他の当該事業を行なう事業主に労働者を派遣又は送出できることとすることにより、就労の機会の確保を図ることとしたものである。

八の 3について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣の労働者派遣の禁止に伴って、労働者派遣に

労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。)第二条第五号に規定する「常時雇用される労働者は、従来から、期間の定めなく雇用されている労働者のか、一年を超える期間引き続き雇用されている労働者及び一年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者を指すものと解釈している。

法施行以来この解釈で運用されており、これが定着しているとともに、労働政策審議会においても、労使代表を含め各委員が、その解釈を変更しないという前提で審議を行つたものであることから、法律で具体的に定義を明記する必要性は認められなかつたものである。

九の2について

平成二十年秋以降、いわゆる「派遣切り」が多発し、派遣労働者の雇用の不安定さが指摘されたところ、このような問題は、比較的雇用が安定している労働者が派遣される場合であれば生じるおそれが低いことから、本法律案においては、常時雇用する労働者でない者の労働者派遣を原則禁止することとしているものである。

においては、ドイツにおいては、二千三年までは常用型の労働者派遣のみが可能であったと承知している。

九の3について

お尋ねの調査は行っていない。

九の4について

常時雇用する労働者でない者の労働者派遣が

原則禁止されることにより、従前の形態のままでは労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者数は、平成二十年六月一日時点での労働者派遣事業報告の集計結果を基に一定の前提の下に試算すれば、約二十四万人と考えられる。また、廃業する派遣元事業所の数は、推計していない。

九の5について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

九の6について

御指摘の調査は、民間の団体が独自に行つた調査であり、政府として見解を述べることは差し控えたい。

九の7及び8について

派遣元事業主にとって雇用の選択肢が狭められることは事実であると考えられるが、常時雇用する労働者でない者の労働者派遣の原則禁止をもつて、派遣先の労働力の需要が変化するものではないと考えられることから、労働者の雇用機会の減少につながるとの御指摘は当たらぬないと考えている。

九の9について

厚生労働省が平成十九年に実施した「平成十九年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、正社員・出向社員以外の労働者が現在の就業形態を選んだ理由は、「自分の都合のよい時間に働くから」が四十二・〇パーセント、「通勤時間が短いから」が二十三・一パーセント、「勤務時間や労働日数が短いから」が十

五・五パーセントとなっている。常時雇用する労働者でない者の労働者派遣が原則禁止された場合でも、こうした方々がニーズに応じた職に就くことができるよう、短期間の雇用関係の成立のあっせんを行う職業紹介事業の充実等を立てる必要があると考えている。

九の10について

厚生労働省の「雇用動向調査」によれば、平成二十年の転職入職者は約四百三十三万六百人である。

九の11について

厚生労働省の「雇用動向調査」によれば、平成二十年における入職者数のうち、公共職業安定所を通じた者は約百二十六万一千四百人、民営職業紹介所を通じた者は約十万二千六百人、故による者は約百五十万六千七百人である。

九の12について

求人及び求職の状況は、その時々の景気・雇用情勢により変動することから、具体的な分析は困難であるが、政府としては、常時雇用する労働者でない者の労働者派遣の禁止に伴つて、労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者の雇用の安定を図ることは必要であると考えている。現時点においては、非正規労働者総合支援センター等を活用した派遣労働者等に対する総合的な就労及び生活支援等を実施しているところであるが、今後、更に必要な措置の検討を行い、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等の必要な措置を講ずるよう努めることとしている。

九の13について

厚生労働省が平成十九年に実施した「平成十九年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、正社員・出向社員以外の労働者が現在の就業形態を選んだ理由は、「自分の都合のよい時間に働くから」が四十二・〇パーセント、「通勤時間が短いから」が二十三・一パーセント、「勤務時間や労働日数が短いから」が十

十の1について

本法律案による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「改正後の法」という。)第三十五条の三第一項第一号に規定する業務については、派遣労働者自身に交渉力が期待され、又は特別の雇用管理が必要とされることから、禁止の例外としているものである。

産前産後休業・育児休業・介護休業取得者の代替要員派遣については、育児休業等の取得を促進する観点から、禁止の例外としているものである。

紹介予定期派遣については、派遣労働者が派遣される六十歳以上の高年齢者の労働者派遣については、高齢者の雇用機会の確保に資することから、禁止の例外としているものである。

先で直接雇用されることを実現する手段となる得るものであることから、禁止の例外としているものである。

十の2について

常時雇用する労働者でない者の労働者派遣については、派遣労働者の雇用の安定を確保する観点から原則禁止とするものであるが、禁止の観点から原則禁止とするものである。

十の3について

常時雇用する労働者でない者の労働者派遣についての派遣労働者の雇用の安定を確保する観点から原則禁止とするものであるが、禁止の観点や、常時雇用する労働者でない者の労働者派遣を認めることが他の政策目的に資するかどうかとの観点から判断しているところ、御指摘の業務については、これらの観点から、禁止の

例外とすることは適当でないと考えたものである。

十の3について

法第四十条の二第一項第一号に掲げる業務について、様々な意見があることは承知しているが、当該業務の在り方については、今後必要に応じて、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとなるものと考えている。

十一の1について

平成二十年秋以降、いわゆる「派遣切り」が多発し、その大半が製造業で発生するなど、特に製造業務派遣において、派遣労働者の雇用の不安定さが顕著に現れており、製造業の技能伝承の観点等からも問題があると指摘されたことから、本法律案においては、製造業務派遣を原則禁止することとしている。

また、厚生労働省として把握している限りにおいては、製造業務派遣について禁止している国は承知していない。

十一の2について

製造業務派遣の原則禁止により、従前の形態のままでは労働者派遣による就業ができなくなる派遣労働者数は、平成二十年六月一日時点での労働者派遣事業報告の集計結果を基に試算すれば、約二十万人と考えられる。また、廃業する派遣元事業所の数は、推計していない。

適正な請負かどうかについては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和六十一年労働省告示第三十七号）に

基づき、個別具体的な判断を行ってきたが、事

業主が自ら適正な請負かどうか判断するため、疑義応答集も示し、更なる行政解釈の明確化を行い、偽装請負の発生防止に取り組んできたところである。

偽装請負などの不適正な請負が、是正されるよう、今後とも、法に基づく指導、助言及び勧告等を行つてまいりたい。

十一の4について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

十一の5及び十三の1について

御指摘の「専門職制度」については、範囲の設定が不明確となるほか、技術の進歩の速度を考えれば、製造業において求められる専門性は短い期間で変化し、必ずしも雇用の安定が十分とはいえない場合も生じ得ると考えられることから、禁止の例外としては設定しないこととしたものである。

製造業務派遣は、派遣労働者の雇用の安定の観点から原則禁止するものであることから、禁止の趣旨にかんがみ、派遣元に常時雇用されることにより雇用の安定が図られる常時雇用する労働者の労働者派遣を例外とすることとしたものである。

十一の6について

有期の労働契約である場合であつても、派遣労働者と異なり、事業主に直接雇用される者は、雇用関係や指揮命令関係が明確であることであるところ、現時点では、御指摘のような新法を検討することは考えていない。

も適切ではないと考えている。

十一の7について

御指摘の調査は行つていないが、製造業に從事する労働者が約一千万人いる中で、十一の2について述べたとおり、製造業務派遣の原則禁止によって影響を受ける者の数は約二十万人にとどまることから、このことのみをもって、製造拠点の海外展開を促すものとはならないと考えている。

十一の8について

他から業務を請け負った事業主に雇用され、当該請け負った業務に従事する労働者は、派遣労働者と異なり、事業主に直接雇用される者であり、雇用関係や指揮命令関係が明確であることから、派遣労働者と同列に論じることは必ずしも適切ではないと考えている。

なお、有期労働契約の在り方については、厚生労働省において、学識経験者による研究会で検討を行い、本年夏頃までに報告書を取りまとめることとしており、当該報告書も踏まえ、労働政策審議会において審議をいただき、その結果を踏まえ、必要となる施策を検討してまいりたい。

十三の2について

製造業務派遣を原則禁止する理由は、十一の1について述べたとおりであり、労働者派遣の対象業務として適当でないことから、労働者派遣の禁止業務に追加するものである。そのため、御指摘のような禁止の例外は認めることは適当でないと考えている。

十二の5について

製造業務派遣の原則禁止の規定の施行の日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日としており、御指摘の調査については、当該施行の日までの製造業務派遣をめぐる状況等を見極めつつ、適切な対応をしてまいりたい。

十三の9について

請負は、労働者派遣のように雇用関係と指揮命令関係とが異なるわけではなく、請負事業主が使用者としての責任に基づき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等を遵守すべきであるところ、現時点では、御指摘のような新法を検討することは考えていない。

十一の10について

製造業務派遣は、特に派遣労働者の雇用の安定に問題の大きい業務であることから、労働者の雇用に配慮しつつも、可能な限り早く原則禁止すべきものであるが、比較的問題が少なくない労働者の二一ツもある業務への労働者派遣については、禁止の影響を最小限に抑えるため、御指摘の暫定措置を置き、段階的に禁止することとしたものである。

十一の10について

製造業務派遣は、特に派遣労働者の雇用の安定に問題の大きい業務であることから、労働者の雇用に配慮しつつも、可能な限り早く原則禁止すべきものであるが、比較的問題が少なくない労働者の二一ツもある業務への労働者派遣については、禁止の影響を最小限に抑えるため、御指摘の暫定措置を置き、段階的に禁止することとしたものである。

十四について

民間職業仲介事業所に関する条約（第百八十号）（平成十一年条約第九号）の御指摘の規定

は、特定の種類の労働者又は特定の部門の経済活動について、労使協議を経た上で労働者派遣事業を禁止することができる旨を規定している。今回の改正は、御指摘の規定の求めらる労使協議に当たる労働政策審議会における審議を経て、労働者の保護を図る観点から禁止すべきと判断された特定の業務について労働者派遣事業を禁止するものであり、本法律案による措置が御指摘の規定に反することにはならないと考えている。

十六について
派遣先は、原則一年最長三年まで労働者派遣の役務の提供を受けることが可能であるが、当該労働者派遣の期間中に本法律案により労働者派遣が禁止され、労働者派遣の役務の提供を受けることができなくなることは適当ではなく、また、派遣労働者が当該派遣先での労働者派遣による就業ができなくなることにより職を失うこととなることも適当ではないことから、禁止の影響を最小限のものとするため、禁止までの一定の猶予期間を置くこととしたものである。

十七について
お尋ねの政令で定める業務について、具体的にどのような業務を対象とするかについては、本法律案の成立後、実態を調査し、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

十八の2及び4について
お尋ねのマッチングについては、職業紹介により図っていくこととなるが、日雇派遣労働者の円滑な移行のため、公共職業安定所又は職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めることとしている。

十八の3について
改正後の法第三十五条の四第一項の政令で定める業務については、現時点において、日雇派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題のない業務等を想定しているが、その具体的な内容については、本法律案の成立後、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

十八の5について
厚生労働省の「職業安定業務統計」によれば、平成二十一年における一般の労働者に対する公共職業安定所を通じた日雇労働の紹介件数は二万三千五百七十五件であり、仕事内容は主に生産工程・労務の職業及び事務的職業である。

十八の6について
日雇派遣の原則禁止は、雇用管理上問題のある派遣形態を禁止することによって、派遣元事業者がより適切に雇用責任を果たし、派遣労働者の保護を図るものであり、御指摘の日雇紹介で移行した場合の社会・労働保険の適用問題の解決を目的とするものではない。

十八の7について
日雇派遣の原則禁止は、雇用管理上問題のある派遣形態を禁止することによって、派遣元事業者がより適切に雇用責任を果たし、派遣労働者の保護を図るものであり、御指摘の日雇紹介で移行した場合の社会・労働保険の適用問題の解決を目的とするものではない。

十八の8について
御指摘の形態については、二月を超える期間の労働契約を締結していることから、日雇派遣の原則禁止の脱法行為とはならないものと考えている。

十九について
お尋ねの労働者派遣については、派遣先で直接雇用されるべき者に派遣労働者が代替しないようになることが求められる法の趣旨から、労働者派遣の形態として適当ではないためである。

二十について
御指摘の規定については、例えば、就業日など、みなされた労働契約の内容が不明確である等の問題があるためである。

二十一について
本法律案においては、その施行に当たり、十分な準備期間が確保されることにより派遣労働者や派遣元事業主に対する影響を最小限のもの

十八の1について

社会保険の適用の基準となる二月を基準とすることにより、派遣元事業主がより適切に雇用することをお答えすることは困難である。

十八の2について

平成二十一年度職業紹介事業報告の集計結果によれば、民営職業紹介所における平成二十一年度の日雇就職延数は一千四百六十七万一千三百一人日であり、家政婦、マネキン、配達人等の職種が主である。また、お尋ねの民営職業紹介所の設立数の見込み及び日雇就職件数の見込みについて、事業所の状況によって様々であり、一概にお答えすることは困難である。

二十二について

「総労働時間」を用いることとした理由は、例えば、「人日」で算定することとした場合、一日の就業時間が長時間である労働者派遣契約と短時間である労働者派遣契約が同様に取り扱われることとなり適当ではないためである。

二十三について

また、改正後の法第二十三条の二の厚生労働省令で定める具体的な内容については、本法律案の成立後、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

二十四について

また、改正後の法第四十条の十第一項の厚生労働省令で定める者については、現時点において、他の事業主の事業所を六十歳以上の定年により退職した後雇い入れた者を想定しているが、その具体的な内容については、本法律案の成立後、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

二十五について

本法律案においては、その施行に当たり、十分な準備期間が確保されることにより派遣労働者や派遣元事業主に対する影響を最小限のもの

とするよう、常時雇用する労働者でない者の労働者派遣や製造業務派遣の原則禁止については、その規定の施行の日を、本法律案の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とともに、必要な経過措置を設けているところである。

二十三について

お尋ねの措置については、現時点においては、非正規労働者総合支援センター等を活用した派遣労働者等に対する総合的な就労及び生活支援等を実施しているところであるが、今後、更に必要な措置の検討を行うこととしている。また、本法律案の施行後三年を目途として、改正後の法の規定の施行状況等を勘案し、更なる派遣労働者の保護のための方策を踏まえ、改正後の法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。

二十四の1について

派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置等である。

二十四の2について

改正後の法第二十九条の二の規定に基づく措置に係る負担としては、派遣元事業主が派遣労働者の解雇を余儀なくされた場合の労働基準法第三十条の規定による解雇予告手当の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担等が想定される。なお、派遣元事業主の逸失利益に

ついては、個々の状況によって様々であり、一概にお答えすることは困難である。

二十五の1について

期間を定めて雇用される派遣労働者について、期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することにより、当該派遣労働者の雇用の安定等を図るためである。

二十五の2について

改正後の法第三十条の厚生労働省令で定める者については、現時点において、一年以上にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であった者を想定しているが、その具体的な内容については、本法律案の成立後、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

二十六の1について

改正後の法第三十条の二の規定により考慮することが求められる「均衡」は、派遣労働者と当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に從事する派遣先の労働者とを比較して、賃金等について釣合いかが取れているか否かが判断されるものである。これに対して、「均等」は、平等で

二十六の2について

お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

二十六の3及び6について

改正後の法第三十条の二第一項の規定は、派遣労働者の待遇の向上を図るため、派遣元事業主がその雇用する派遣労働者の賃金を決定するに当たり、当該派遣労働者と同種の業務に従事する

する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮要素とすることを求める趣旨であり、お尋ねのような場合について、当該規定により派遣労働者の賃金を引き下げることが求められるものではない。

二十六の4及び7について

派遣元事業主が改正後の法第三十条の二の規定に基づく配慮を行わなかった場合には、法第四十八条の規定に基づく指導等の対象となり得る。

お尋ねについては、個々の事案に応じて、裁判所において適切に判断されるものと考えている。

二十六の5及び8について

改正後の法第三十三条の二の規定により求める賃金の額等についてその見込みを説明することを義務付けるものであるが、派遣元事業主が当該義務を果たしていない場合には、法第四十八条の規定に基づく指導等の対象となり得る。

二十六の9について

お尋ねの情報の範囲については、個々の派遣元事業主によって様々であり、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、派遣先における個人情報の保護の観点から問題のない範囲に限られるものと考へている。

二十七について

お尋ねについては、本法律案の成立後、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

二十八について

お尋ねについては、本法律案の成立後、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

二十九について

改正後の法第三十一条の二の厚生労働省令で

定める事項については、現時点において、労働者派遣制度の仕組み等を想定しているが、その具体的な内容及びお尋ねの説明の具体的な方法については、本法律案の成立後、労働政策審議会における審議を踏まえて検討することとしている。

二十九の4について

改正後の法第三十二条の二の規定により求められる待遇に関する事項等の説明については、契約を結んでいる派遣労働者のみを指すものであり、有期労働契約を反復更新され一年を超えて雇用される者又は一年を超えて雇用される見込みのある者は含まれない。

三十の1について

お尋ねについては、本法律案の成立後、労働者による改正後も、期間を定めないで雇用される労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている派遣先に対しても適用される。

三十の2について

お尋ねについては、現時点において、紹介予定派遣である旨等を想定している。

三十二の1について

派遣先が違法な労働者派遣の役務の提供を受

けているような場合には、派遣労働者の雇用が失われないようになつて該労働者派遣を是正するとともに、改正後の法による規制の実効性を確保する必要があることから、違法な労働者派遣の役務の提供を受け入れた派遣先に対して派遣労働者の保護にもつながる形で民事上の措置を講ずることとしたものである。

なお、お尋ねの労働契約申込みなし規定は、あくまでも派遣先が違法な労働者派遣の役務の提供を受けていた場合に限定して派遣先に対する民事上の措置を講ずることとしたものであ

り、また、労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)との関係では、労働者派遣の特殊性を踏まえた特則と言えるものであることから、御指摘のような問題があるとは考えていない。

三十二の2について

いすれも、派遣先が行う重大な法違反であるからである。

三十二の3について

御指摘の判決においては、「企業者は、かよ

うな経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇用する

あたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他によ

る特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができる」とされているも

のと承知しており、お尋ねの労働契約申込みみなし規定は、本法律案により法律による特別の制限を設けるものであることから、御指摘のよ

うな問題があるとは考えていない。

三十二の4について

お尋ねについては、個々の事案に応じて、裁判所において適切に判断されるものと考えてい

る。

三十二の5について

お尋ねについては、個々の状況によつて様々であり、一概にお答えすることは困難である。

三十二の6について

三十二の1についてで述べたとおり、改正後の法による規制の実効性を確保することが労働契約申込みなし規定を設けた趣旨であるから

であり、現時点において、職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第四十四条違反を労働契約申込みなし規定の対象とする予定はない。

三十三の1について

法違反を繰り返す派遣先に対して、迅速に対処し、派遣先の法令遵守を確保するための措置の強化を図るためにある。

三十三の2について

個別の事案に応じて判断を行うため、一概に立場にあり、労働災害が発生した派遣先の事業主と労働者派遣契約を締結し、当該労働者派遣契約に基づき労働者を派遣したことに責任があること、(ロ)派遣元事業主は、派遣労働者を雇用し、自己の業務命令によつて派遣先の事業の事業場において就労させているため、派遣労働者を雇用している者として、派遣元事業主自らが派遣労働者の安全衛生の確保に責任を負つてい

したものである。

また、労働者派遣事業における事業主の災害補償責任については、(イ)派遣元事業主は、労働者派遣先の事業場を任意に選択できる立場にあり、労働災害が発生した派遣先の事業主と労働者派遣契約を締結し、当該労働者派遣契約に基づき労働者を派遣したことに責任があ

ること、(ロ)派遣元事業主は、派遣労働者を雇用し、自己の業務命令によつて派遣先の事業の事業場において就労させているため、派遣労働者を雇用している者として、派遣元事業主自らが派遣労働者の安全衛生の確保に責任を負つてい

るものである。

三十四について

改正後の法第六条第五号から第七号までの規定については、これらの規定に該当する者が労働者派遣事業を行ふことを認めることがこれまでこれを決定することができるとされているも

のと承知しており、お尋ねの労働契約申込みみなし規定は、本法律案により法律による特別の制限を設けるものであることから、御指摘のよ

うな問題があるとは考えていない。

三十五について

労働者災害補償保険において、派遣先の事業主等が生じさせた労働災害について政府が保険給付をした場合に、当該派遣先の事業主等に対して損害賠償請求を行うことは、派遣先の事業主等が労働災害を防止するインセンティブを高めるものであると考える。派遣先の事業主等に対する損害賠償の円滑な実施のため、行政庁が、当該職員に、派遣先の事業の事業場等に立入検査させることができるものとすること等としたものである。

また、労働者派遣事業における事業主の災害補償責任については、(イ)派遣元事業主は、労働者派遣先の事業場を任意に選択できる立場にあり、労働災害が発生した派遣先の事業主と労働者派遣契約を締結し、当該労働者派遣契約に基づき労働者を派遣したことに責任があ

ること、(ロ)派遣元事業主は、派遣労働者を雇用し、自己の業務命令によつて派遣先の事業の事業場において就労させているため、派遣労働者を雇用している者として、派遣元事業主自らが派遣労働者の安全衛生の確保に責任を負つてい

るものである。

三十六の1について

平成二十二年三月十七日に開催された基本政策閣僚委員会における協議において、御指摘の規定が労働者の差別につながるとの意見があ

り、これを削除することとしたものである。なお、与党内の議論については、政府としてお答

えする立場にない。

三十六の2について

政府としては、労働政策審議会における公労使二者の合意の重要性については十分に認識しているところであり、本法律案の成立後は、労使の協力を得ながら改正後の法の円滑な施行を図つてまいりたい。

三十六の3について

平成二十二年四月二日提出

質問 第三五〇号

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する第三回質問 主意書

提出者 鈴木 宗男

質問主意書

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する第三回質問 主意書</p

ゆる密約（以下、「密約」という。）があつたと言わ
れている。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持
ち込みに関する密約

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動
に関する密約

③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核
持ち込みに関する密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する
密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する
密約

の四点につき、徹底した調査を命じる大臣命令を同省に出した。そして本年二月九日、岡田大臣は、「委員会による密約に関する調査結果をまとめた報告書（以下、「報告書」という。）を公表している。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第二九号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七四第二四二号）、「政府答弁書」（内閣衆質一七三第一〇号）を踏まえ、再度質問する。

一 「報告書」では①の密約に関し、特に次の記述
がなされている。

第一章 核搭載艦船の一時寄港

（中略）

（4）結論
（中略）

（1） 日本政府の説明は、嘘を含む不正直
なもの。民主主義の原則から、本来
あつてはならない。ただしその責任と
反省は、冷戦という国際環境と国民の
反核感情との間の容易ならざる調整を
踏まえるべき。」

この度「委員会」、ひいては外務省、つまり政府として、①の密約があつたことを明確に認めているが、過去に当方が提出した質問主意書に対する政府答弁書では、例えば「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密であると否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」と、それに対する虚偽の答弁がなされてきた。前々回質問主意書及び前回質問主意書で、これらの答弁は同省のどの課において、誰の責任の下、起案・作成されたのか、また、右の答弁を同省として決定する際に、その決裁に関わった同省職員は誰かと問うているが、「前々回答弁書」及び「前回答弁書」でも、「お尋ねの答弁書は、當時、外務省北米局において起案し、外務省においてしかるべき決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」との答弁が繰り返されているだけであり、官職氏名が明らかにされていない。同省として、虚偽の答弁書を起案・作成し、それを外務省として決定する際の決裁に関わった者に対して何らかの処分は下されるかと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねについては、現在行っているいわゆる『密約』の有無をめぐる問題に関する調査の結果も踏まえ、適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされていた。「密約」に関して、「前々回答弁書」では「この問題が、これほどの長期間にわたり、国民に対し、明らかにされてこなかつたことは遺憾であると考えている。政府としては、今回の作業が外交に対する国民の信頼回復定する際の決裁に関わった者は、今次岡田大臣

が①の密約の存在を認める方針を固めたことに關し、どの様な認識を有しているかと問うたところ、「政府答弁書」では「いわゆる『密約』の有無をめぐる問題については、本年九月十六日の岡田外務大臣の大臣命令に基づき引き続き調査中であり、調査内容に係る事柄については、調査結果について予断を与えるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされていた。前回質問主意書で、「密約」に関する調査が終了し、「報告書」が提出され、①の密約の存在が明らかになった今、右の者はどの様な認識を有しているのか説明を求めたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。今次質問主意書において、右につき再度質問する。

三 先の質問主意書で、①の密約の存在が明らかになつた場合、①の密約に関して虚偽の答弁書を起案・作成し、それを外務省として決定する際の決裁に関わった者に対して何らかの処分は下されるかと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねについては、現在行っているいわゆる『密約』についても、なぜこれまで国民を騙す答弁が作られてきたのか、その責任は誰が負うべきであるのか、事実関係を明らかにし、事実は事実として、国民にきちんと伝えることが必要不可欠である。「前々回答弁書」ではこの問題が、これほどの長期間にわたり、国民に対し、明らかにされてこなかつたことは遺憾である。」とされているが、前自民・公明政権において、國民を騙す答弁書が作られてきたことに対する

責任は誰が負うべきであるのか、そもそもなぜこの様な嘘をつく答弁書が作られるという行為が行わってきたのか、岡田大臣として、その事実関係を国民に明らかにする考えはあるか。

四 「前回答弁書」にある様に、岡田大臣は、①の密約について嘘をつく答弁が作られてきたのは、当時の政府としての一貫した立場を反映したものであると認識しているものと思料する。

では、前政権において、國民を騙す答弁書が作られてきたことに対する責任は、外務省において虚偽の答弁を作り、その決裁に関わった者ではなく、あくまで当時の政府、つまり内閣総理大臣、外務大臣等の閣僚が負うべきであると考えているということか。

五 岡田大臣として、前政権において、①の密約に関して、当方の質問主意書に対して嘘の答弁書を作ってきた、当時の総理大臣、外務大臣の任にあつた者に対し、何らかの対応をとることは考えているか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三五〇号
平成二十二年四月十三日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 横路 孝弘殿
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十二年四月二日内閣衆質一七四第二九九号)一から三までについてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの答弁書の作成等に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

先の答弁書(平成二十二年四月二日内閣衆質一七四第二九九号)一から三までについてでお答えしたとおりである。

二から五までについて
いわゆる「密約」問題については、この問題により、外交に対する國民の理解と信頼が失われているとの觀点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、岡田外務大臣が外務大臣就任時に徹底調査を命じ、その結果を先般公表したところである。先の答弁書(平成二十二年四月二日内閣衆質一七四第二九九号)一から三までについてでお答えしたとおり、昨年九月十六日

一九七二年の沖縄返還における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十二年四月二日提出
質問 第三五一号

一九七二年の沖縄返還における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

〔中略〕

(5) 原状回復補償費の肩代わり合意と三億二千万ドルへの積み増し了解は、非公表扱いとされ、明確に文書化されているわけでもなく、返還協定や関連取り決めにも明記されていないものであるが、両国政府の財政処理を制約するものとなる。その点では、これらは序論に定義された『広義の密約』に該当する。

補償費の肩代わりに係る密約に関する第三回質問主意書
昨年九月十六日、岡田克也外務大臣は、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、いわゆる密約(以下、「密約」という。)があつたと言われている。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持

この様に、この度「委員会」、ひいては外務省、つまり政府として、④の密約があつたことを明確に認めている。過去に当方が提出した質

おり、当時の状況については、簡単に判断できるものではなく、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書においても、外交には、ある期間、ある程度の秘密性はつきものであるとした上で、外交に対する評価は、当時の国際環境や日本国民全体の利益・国益に照らして判断すべきものである旨述べられている。したがつて、当時の内閣において内閣総理大臣及び外務大臣の任にあつた者御自身が自らの意思で説明されることはともかく、これらの方々に対し、政府として何らかの対応をとる必要があるとは考えていない。

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約
③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約
④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

の四点につき、徹底した調査を命じる大臣命令を同省に出した。そして本年三月九日、岡田大臣は、「委員会」による「密約」に関する調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表している。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第二四〇〇号)、「前々回答弁書」(内閣衆質一七四第一号)及び「政府答弁書」(内閣衆質一七三第一七四号)を踏まえ、再度質問する。

「報告書」では④の密約に關し、以下の記述がなされている。
「第五章 沖縄返還と原状回復補償費の肩代わり」
〔中略〕

〔5〕 原状回復補償費の肩代わり合意と三億二千万ドルへの積み増し了解は、非公表扱いとされ、明確に文書化されているわけでもなく、返還協定や関連取り決めにも明記されていないものであるが、両国政府の財政処理を制約するものとなる。その点では、これらは序論に定義された『広義の密約』に該当する。

この様に、この度「委員会」、ひいては外務省、つまり政府として、④の密約があつたことを明確に認めている。過去に当方が提出した質

問主意書に対する政府答弁書では、例えば「沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和四十七年条約第一号。以下「沖縄返還協定」という。）についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているとおり、沖縄返還協定がすべてである。」と、それに反する虚偽の答弁がなされてきた。前々回質問主意書及び前回質問主意書で、これらの答弁書は同省のどこの課において、誰の責任の下、起案・作成されたのか、また、右の答弁書を同省として決定する際に、その決裁に関わった同省職員は誰かと問うたところ、「前々回答弁書」及び「前回答弁書」ではお尋ねの答弁書は、当時、外務省北米局において起案し、外務省においてかかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」との答弁がなされているだけであり、官職氏名が明らかにされていない。同省として、虚偽の答弁書を起案・作成し、それを同省として決定する際の決裁に関わった者の官職氏名を明らかにできない理由は何か。

二 先の質問主意書で、一で挙げた前自民・公明政権における答弁書により、④の密約の存在を明確に否定する答弁がなされていた當時、外務省において条約局長、国際法局長、北米局長を務めていた者の氏名を問うたところ、「政府答弁書」では「政府として、沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とア

メリカ合衆国との間の協定（昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。）についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているとおり、沖縄返還協定がすべてである旨、本年九月十六日の岡田外務大臣の大臣命令に基づく調査開始前に国会に対しても説明してきたのは、政府としてのこれまでの一貫した立場を答弁してきたものである。」と、何ら明確な答弁がなされていなかつた。前回質問主意書で、「密約」に関する調査が終了し、「報告書」が提出され、④の密約の存在が明らかになつた今、右で挙げた任に就いていられた者の氏名を再度質問したところ、「前回答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていない。同省として、右の者の氏名を明らかにできない理由は何か。

三 先の質問主意書で、④の密約も含め、「密約」の存在が明らかになつた場合、二の者に対して何らかの処分は下されるかと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねについては、現在行っているいわゆる『密約』の有無をめぐる問題に関する調査の結果を踏まえ、適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされていた。「密約」に関する調査の結果を踏まえ、適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされていた。

六 五で指摘した西山氏に思いを馳せる時、④の密約をめぐり嘘がつかれてきたことに対する責任は、やはり誰かが負わなくてはならないと考えるが、岡田大臣として、前政権において、④の密約に関し、当方の質問主意書に対しても嘘の答弁書を作ってきた当時の総理大臣、外務大臣の任にあつた者に対し、何らかの対応をとることを考えている。

四 「前回答弁書」にある様に、岡田大臣として、④の密約について嘘をつく答弁書が作られてきたのは、当時の政府としての一貫した立場を反映したものであると認識しているものと思料する。前政権において、国民を騙す答弁書が作られてきたことにに対する責任は、外務省において触れた虚偽の政府答弁書を作り、その決裁に關わつた者に対し、やはり何らかの対応をとる必要があるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「昨年九月十六日の岡田外務大臣の大命令に基づく調査開始前に決定されたお尋ねの答弁書は、政府としてのそれまでの一貫した立場を答弁してきたものである。したがって、これらの答弁書の作成等に関与した職員について、何らかの対応をとる必要があるとは考えていい。」と、岡田大臣として、右の者に何らかの対応をとることは考えていないと答弁がなされている。岡田大臣は、かねてより国民の信頼と理解を得ずして外交は行えないと主張してきたと承知する。当方もその考えに完全に同意するものであり、またそのためには、「密約」についても、なぜこれまで国民を騙す答弁書が作られてきたのか、その責任は誰が負うべきであるのか、事実関係を明らかにし、事実は事実として、国民にきちんと伝えることが必要不可欠である。「前々回答弁書」では「この問題が、これほど長期間にわたり、国民に対し、明らかにされてこなかつたことは遺憾である」とされているが、前政権において、国民を騙す答弁書が作られてきたことに対する責任は誰が負うべきであるのか、そもそもなぜこの様な嘘をつく答弁書が作られるという行為が行われてきたのか、岡田大臣として、その事実関係を国民に明

る。前回質問主意書で、外交に対する国民の理解と信頼を回復させる上でも、「報告書」が公表され、④の密約の存在が明らかになつた今、一で触れた虚偽の政府答弁書を作り、その決裁に關わつた者に対し、やはり何らかの対応をとる必要があるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「前々回答弁書」に記載されたとおり、岡田大臣として、④の密約について嘘をつく答弁書が作られてきたことは、当時の政府としての一貫した立場を反映したものであると認識しているものと思料する。前政権において、国民を騙す答弁書が作られてきたことにに対する責任は、外務省において虚偽の答弁書を作り、その決裁に關わつた者や、それらの答弁書が作成された当時、条約局長、国際法局長、北米局長の任に就いていた者ではない、あくまで当時の政府、つまり内閣総理大臣、外務大臣等の閣僚が負うべきであると考えているということか。

五 本年三月十九日の衆議院外務委員会に参考人として出席した元毎日新聞記者の西山太吉氏は、当時④の密約の存在を明らかにしようとし、政府から情報をとろうとした結果、職を追われ、大きな社会的な打撃を被つている。右につけ、岡田大臣としてどの様な見解を有しているか。

六 五で指摘した西山氏に思いを馳せる時、④の密約をめぐり嘘がつかれてきたことに対する責任は、やはり誰かが負わなくてはならないと考えるが、岡田大臣として、前政権において、④の密約に関し、当方の質問主意書に対しても嘘の答弁書を作ってきた当時の総理大臣、外務大臣の任にあつた者に対し、何らかの対応をとることは考えているか。

内閣衆質一七四第三五一号

平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理菅直人

衆議院議長横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する第三回質問に対する

一及び二について
先の答弁書(平成二十二年四月一日内閣衆質一七四第三〇〇号)一から三までについてお

答えしたとおりであるから、お尋ねの答弁書の作成等に関与した職員について、その官職氏名

を明らかにする必要があるとは考えていない。
三、四及び六について
いわゆる「密約」問題については、この問題に

より、外交に対する国民の理解と信頼が失われているとの観点から、過去の事実を徹底的に明らかにするため、岡田外務大臣が外務大臣就任

時に徹底調査を命じ、その結果を先般公表したところである。先の答弁書(平成二十二年四月二日内閣衆質一七四第三〇〇号)一から三までについてでお答えしたとおり、昨年九月十六日の岡田外務大臣の大臣命令に基づく調査開始前に決定されたお尋ねの答弁書は、当時の内閣と

して決定し、政府としてのそれまでの一貫した立場を答弁してきたものであり、また、先の答

弁書(平成二十二年三月十九日内閣衆質一七四第二四二号)三及び四についてでお答えしたと

おり、当時の状況については、簡単に判断できるものではなく、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書においても、外交には、ある期間、ある程度の秘密性はつきものであると

した上で、外交に対する評価は、当時の国際環

境や日本国民全体の利益・国益に照らして判断すべきものである旨述べられている。したがつて、当時の内閣において内閣総理大臣及び外務

大臣の任にあつた者御自身が自らの意思で説明されることはともかく、これらの方々に対し、

政府として何らかの対応をとる必要があるとは考えていない。

五について
御指摘の西山氏については、沖縄返還交渉をめぐる取材に当たつて、国家公務員による秘密漏示をそそのかし、その取材行為が正当な取材活動の範囲を逸脱するものとして有罪とされています。判決が確定して現在に至つては承認している。

一一日に受付が始まつた戸別所得補償モデル対策を重要視していないとの声が地方自治体や農業団体関係者から寄せられている。

内閣・政府の対応は「地方自治体や農業団体との連携を重視していない」との声が地方自治体や農業団体関係者から寄せられている。

大臣の任にあつた者御自身が自らの意思で説明されることはともかく、これらの方々に対し、

政府として何らかの対応をとる必要があるとは

考えていない。

内閣・政府の対応は「地方自治体や農業団体との連携を重視していない」との声が地方自治体や農業団体関係者から寄せられている。

戸別所得補償モデル対策の申請状況に関する質問主意書

平成二十二年四月十五日 戸別所得補償モデル対策の加入申請は、六月

までとなつてゐるが、五月の田植えをはじめと

する農繁期が始まる中、加入状況は順調に進む

と考えているのか。また、加入申請件数や目標

面積を、最終的にどのくらいと見込んでいるのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第三五一号

内閣総理大臣臨時代理菅直人

衆議院議長横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出戸別所得補償モデル対策の申請状況に関する質問に対する

〔別紙〕

二二七

量目標の調整が行われているところであり、モデル対策への加入申請は、生産数量目標の調整結果に基づいて各農業者が営農計画を策定した上で行われることとなると考えている。

また、最終的なモデル対策の加入申請件数等については、複数の農業者が集落営農としてまとめて加入する場合や、水稻共済に加入していない農業者が加入することとなると想定されている。等から、現時点で確たることは申し上げられないが、多くの農業者の方に参加していただきたいと考えている。

三について

お尋ねの平成十九年度に導入した品目横断的経営安定対策における加入申請の件数については、加入申請の受付を開始した平成十八年九月一日から同月八日までの間に百十二件となっている。

モデル対策については、昨年十二月二十五日の平成二十一年度予算の概算決定後、農林水産省において、同月二十八日の全国説明会を皮切りに、本年に入ってからは、地方ブロック段階、都道府県段階、市町村・集落段階での説明会を順次行つてきている。

また、モデル対策による交付金の交付要件や加入手続等については、方針が固まつたから生産現場の市町村、農業団体等に説明し、これまでの会談(以下、「会談」という)が行われ、モデル対策の事業内容の具体化を行つてきたところである。

これと並行して、地方農政局及び地方農政事務所では、市町村及び地域水田農業推進協議会(以下「関係機関」という。)と協議して事業実施の役割分担を定めるなど、関係機関の意向を踏まえながら準備を進めてきているところである。今後とも、関係機関と十分な連携を図り、モデル対策の円滑な実施に支障がないよう努め

てまいりたい。

平成二十二年四月五日提出
質問 第三五三号

いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問主意書

立川市の米軍立川基地拡張のため、東京調達局

が測量を行おうとした際、反対するデモ隊の何人かが基地に立ち入り、そのうち七人が刑事特別法

違反の罪で逮捕・起訴されたいわゆる砂川事件に

対し、一九五九年三月三十日、当時の伊達秋雄裁判長は東京地裁で、駐留米軍は日本国憲法第九条

に違反するとし、後に伊達判決と言われる無罪判決を出した。この伊達判決が出された翌日、当時のマッカーサー駐日米国大使と藤山愛一郎外務大臣との会談(以下、「会談」という。)が行われ、岡田克也外務大臣の見解如何。

四について

モデル対策については、昨年十二月二十五日の平成二十一年度予算の概算決定後、農林水産省において、同月二十八日の全国説明会を皮切りに、本年に入ってからは、地方ブロック段階、都道府県段階、市町村・集落段階での説明会を順次行つてきている。

また、モデル対策による交付金の交付要件や加入手続等については、方針が固まつたから生産現場の市町村、農業団体等に説明し、これまでの会談(以下、「会談」という)が行われ、モデル対策の事業内容の具体化を行つてきたところである。

告や市民団体等は、これまで累次に渡り、外務省に対しても右の会談記録等の情報開示を求めてきた

内閣衆質一七四第三五三号
平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理

衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣総理大臣臨時代理

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問に対する答弁書

一について

文書の開示請求を何度受け、その度にどの様な対応をとつてきたのか、具体的な日にちも併せて明らかにされたい。

二 一の対応をとる際の責任者の任にあつた者は誰か、その官職氏名を全て挙げられたい。

三 「会談」はあつたのか。また、「会談」において、マッカーサー大使より藤山大臣に対し、伊達判決に対する懸念が表明され、東京高裁への控訴ではなく、最高裁へ跳躍上告すべきとの考

えが伝えられたという事実はあつたのか。

四 外務省は「会談」の速記録を、同省内における

どの様な検討の結果、誰の責任により、誰に渡しているのか説明されたい。

五 今回外務省として、「会談」の事実を認め、その速記録を四の者に渡すことを決めたのはなぜか。

二について

一についてで述べた決定は、外務省北米局において起案し、同省においてかかるべく決裁を経たものである。

三について

いわゆる「密約」問題に関する調査の結果と

もに平成二十二年三月九日に公表された関連の文書の中に、いわゆる砂川事件に関するものを含む藤山外務大臣(当時)とマッカーサー駐日米

国大使(当時)との間のやり取りを記録した文書が含まれているが、当該やり取りは、上告の見通しや地裁判決の反響などについての一般的な

内容であり、お尋ねのような事実についてのものではないと認識している。

四から六までについて

一について述べた決定のうち、不存在を理由とする不開示の決定を行つたのは、開示請求への対応のため関連文書の探索を行つたが、対象文書が発見されなかつたためである。一について述べた決定のうち、開示の決定を行つたのは、いわゆる「密約」問題に関する調査のため、関連文書を徹底的に探索した結果、三について述べた文書が発見されたためであり、当該開示の決定を外務省北米局において起案し、同省においてかかるべく決裁を経た上で、当該文書を当該開示請求者に開示したものである。

今回の徹底的な探索まで関連文書が発見されず不存在と回答してきたことは、遺憾であると考へてある。

平成二十二年四月五日提出

質問 第三五 四 号

いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に關する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に關する再質問主意書

昨年九月十六日、岡田克也外務大臣は、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会（以下、「委員会」という。）を立ち上げ、いわ

ゆる密約（以下、「密約」という。）があつたと言われている。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに關する密約

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に關する密約

③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに關する密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに關する密約

（内閣衆質一七四第二九八号）及び「政府答弁書」（内閣衆質一七四第三二二号）を踏まえ、再質問する。

一 「報告書」においても、また東郷氏の証言においても、①の密約に關し、本来外務省において保管されていなければならない書類の多くがなくなっていることが指摘されている。先の質問主意書で、藤崎一郎駐米大使が、一九九九年、外務省北米局長の任にあつた際、①の密約に関する文書を廃棄したという事實があるかと問うたところ、過去の答弁書（内閣衆質一七二第二号）では、現在調査中である旨の答弁がなされていた。前回質問主意書で、「報告書」が公表されたところ、密約の存在が明らかになつた今、藤崎氏は、条約局長の任に就いていた一九九八年、九年に①の密約に關する五十八点の文書をファイル五冊にまとめ、文書のリスト（以下、「リスト」という。）を作成し、後任の谷内正太郎条約局長（前外務事務次官）と藤崎一郎北米局長（現駐米大使）に引き継いだことを明らかにしている。また東郷氏は、「リスト」のうち十六の文書を重要文書（以下、「重要文書」という。）とし、二重丸をつけていたが、外務省が「報告書」と同時に公表した関連文書の中には、そのうちの八点しか確認できなかつたと述べた。また更に東郷氏は、外務省の内情を良く知る人物より、二〇〇一年の情報公開法施行を前に「重要文書」のうち数点が破棄されていいると聞かされた旨、証言し、破棄の権限は条約役の関与を確立するとともに、外交記録公開についての体制強化、文書管理に関する改善措置等を検討していく予定である。（中略）また、御

指摘の東郷和彦氏の発言については、外務省についての事実関係につき確認することを予定している。」との答弁がなされている。右は、藤崎大使に対し、現時点においては右の様な問い合わせはしていないということ。

二 一で触れた様に、「前回答弁書」では「御指摘の東郷和彦氏の発言については、外務省に外部の第三者も交えた小規模な委員会を作り、東郷和彦氏が関係者に引き継いだとされる文書についての事実関係につき確認することを予定している。」と、外務省として、東郷氏の発言を受けた、①の密約に關する文書が破棄された事実がなされている。本年三月二十五日に提出した

質問主意書で、岡田大臣として、「調査委員会」という。）を作る考え方を有している旨の答弁がなされている。本年三月二十五日に提出した質問主意書で、岡田大臣として、「調査委員会」をいつ頃までに設置し、いつ頃までを目処に具体的な結論を出す考えでいるのか、また、同省の誰を調査対象とし、どの様な方策をもつて調査をするのか、またそれを記録した文書の管理は誰が行うのか、調査対象となつた人物に調査結果が出るまで守秘義務を負わせるのか等、そ

の具体的な方法はどの様になるのか、更に、「調査委員会」の座長はじめメンバーをどの様な観点から選定するのか等、「調査委員会」について種々問うたところ、「政府答弁書」では右と同様の答弁がなされている。四月二日の衆議院外務委員会に、参考人として出席し、また「委員会」のメンバーでもあつた坂元一哉大阪大学教授と

春名幹男名古屋大学特任教授は、それぞれ「るべき文書がない。不自然な欠落、残念な欠落があり、歴史の検証として真相究明を是非やつてほしい。外務省のためにもなる」、「今回の調査は終わっていない。文書がそろっていないなかた。不自然で、意図的な廃棄があつたのなら、その動機を言わなければならない」と証言していた。この様に、「密約」の問題で最も重要なことは、本来外務省にあるべき書類がなぜなくなっているのかという点を国民党に明らかにすることであると考える。この点から、「調査委員会」の設置が急がれると考えるが、現時点で、その詳細はどの程度固まっているのか説明されたい。

三 前文で触れた様に、東郷氏は三月十九日の委員会で、「リスト」を藤崎大使と谷内氏に引き継いだと述べている。岡田大臣として、①の密約に関連する文書が外務省からなくなっていることの真相を解明するため、「調査委員会」による調査対象に、藤崎大使だけでなく、谷内氏を含める考え方はあるか。

右質問する。

内閣衆賀一七四第三四五号

平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

岡田克也外務大臣は、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書(以下「報告書」という)並びに平成二十二年三月十九日及び四月二日の衆議院外務委員会における参考人(以下「参考人」という)に対する質疑等で指摘された外交文書の欠落の問題について、その事実関係を調査・確認するため、外交文書の欠落問題に関する調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置した。調査委員会の構成員は、岡田克也外務大臣及び武正公一外務副大臣のほか、調査の専門性と客觀性を確保するため、外部委員として、宇賀克也東京大学教授及び波多野澄雄筑波大学教授が加わっている。外務省としては、今後、調査委員会において、報告書及び参考人に對する質疑等を精査した上で、関係者からの聞き取り等を実施し、速やかに調査結果を公表したいと考えている。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

（国民健康保険法の一部改正）

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村の安定化計画(第六十八条の二)」を「広域化等支援方針(第六十八条の二・六十八条の三)」に改める。

第六条第六号中「被扶養者」を「被扶養者」に改め、同号ただし書を削り、同条第八号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「昭和五十七年法律第八十号」を加える。

第九条第三項中「第六十三条の二」の下に「第六十八条の二第三項第四号」を加え、同条第六項中「十五歳」を「十八歳」に改め、同条第九項中「すべての」を削り、「とともに」の下に「当該被保険者に係る」を加え、同条第十項中「除く。」及び「限る。」の下に「及びその世帯に属する被保険者」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯の世帯主又はその世帯に属する被保険者の被保險者証について六月末満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

第九条第十一項中「被保険者」の下に「同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他」を加える。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第二十二条中「国民年金法」を「及びその世帯に属する被保険者、国民年金法」に改め、「除く。」と「世帯の組合員」とを加える。

第五十八条次の二項を加える。

第四章の二を次のように改める。

第四章の二 広域化等支援方針

第六十八条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針(以下「広域化等支援方針」という)を定めることができる。

二 広域化等支援方針においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項

二 国民健康保険の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進において都道府県が果たすべき役割

四 国民健康保険事業に係る事務の共同実施、医療に要する費用の適正化、保険料の納付状況の改善その他の国民健康保険事業

の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策

五 前号に掲げる施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

六 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するため都道府県が必要と認める事項

3 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、その医療に要する費用の額について厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める広域化等支援方針において前項第四号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聽かなければならない。

5 都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

6 市町村は、国民健康保険事業の運営に当つては、広域化等支援方針を尊重するよう努めるものとする。

7 都道府県は、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

(広域化等支援基金)

第六十八条の三 都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

第七十条第一項中「支給に要する費用並びに」を「支給に要する費用(第七十三条第一項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。)並びに」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第七十二条第一項第一号中「から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額」を削る。

第七十二条第二項第一号中「から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額」を削り、第七十二条の二に次の二項を加える。

第七十二条の二 第一項 第七十二条の二第一項、第七十五条の三を第百十九条とす

る。

第七十二条の四中「この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(第七十二条の二第一項、第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るもの)を「第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の十二、第四十一条第一項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条

る費用」に改める。

第七十四条中「第七十二条の四第二項、第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改める。

第七十五条中「第七十二条の四第二項及び第三項」を「及び第七十二条の四」に改める。

第七十二条の五を「及び第七十二条の四」に改める。

第七十七条及び第百十八条を削り、第百十九条を第百十七条とし、第百十九条の二を第百十八条とし、第百十九条の三を第百十九条とする。

第七十五条の二を削る。

第七十七条及び第百十八条を削り、第百十九条を第百十七条とし、第百十九条の二を第百十八条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項及び第三項(これららの規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六条第一項、第百七条及び第百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四条、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第百三十四条第二項並びに附則第十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされこととされている事務のうち市町村及び連合会に係るもの)を「第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の十二、第四十一条第一項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条

第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項(これららの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二の二並びに第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第八十八条第一項、第八十九条第一項及び第三項(これららの規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百二十四条、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第百三十四条第二項並びに附則第十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされこととされている事務のうち市町村及び連合会に係るもの)を「第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の十二、第四十一条第一項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条

は、その日の属する月」を削る。

附則第七条第三項ただし書中「被用者保険等保険者」を「退職被保険者等所属市町村に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」と改め、下同じ」を「以下この項において同じ」と改め、二とす。

附則第六条中「(その日が月の初日であるとき

は、その日の属する月」を削る。

附則第七条第三項ただし書中「被用者保険等保険者」を「退職被保険者等所属市町村に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」と改め、下同じ」を「以下この項において同じ」と改め、二とす。

同条第四項を削る。

附則第九条第一項中「以下同じ」を第七十二条の三第一項において同じに改め、「同条第三項第一号イ(1)中「被保険者」と、同号イ(2)及びロ(2)並びに同項第二号

イ(2)及びロ(2)並びに同条第五項第一号中「被保険者の数」とあるのは「一般被保険者の数」とあるのは「一般被保険者の数」と

官 報 (号 外)

同項第二号中「被保険者の総数」とあるのは、一
般被保険者の総数と、同項第四号及び二を削
り、同条第二項中「附則第七条第四項の規定に
より厚生労働大臣が定める組合に」を次条第三
項の規定により厚生労働大臣が定める組合に」
に、「附則第七条第四項」を「附則第十一条第三
項」に、「附則第十条第一項」を「同条第一項」に
改める。

附則第十条に次の一項を加える。

3 第一項の被用者保険等保険者は、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるものとする。

附則第二十一条第一項中「(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

第三項第二号及び前項第二号に規定する調整対象基準額は、当該年度の概算調整対象基準額(高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額)をいう。以下この項において同じ。)とする。

ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額(同法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額)を超えるときは、当該年度の概算調

第二十一条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての前条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは「に係る後期高齢者支援金」当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。

計額を控除して得た額とするものとし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額に満たないときは、当該年度の概算調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額を加算して得た額とする。

度における前項第五項の規定について、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、前々年度の概算調整対象基準額とあるのは、「前々年度の概算調整対象基準額(同法第三十

割合」とあるのは、補助の割合及び組合の割合」とする。

四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。)と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。)」と、「概算調整対象基準額」とあるのは「概算調整対象基準額(同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。)」とする。

定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。
附則第二十二条中「前条第三項第二号」を「附則第二十一条第三項第二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(組合に対する補助の特例)
第二十二条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「補助の

3 都道府県は、必要があると認めるときは、
第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業
について、政令で定める基準に従い、広域化
等支援方針において、第六十八条の二第三項
第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化
を図るための具体的な施策として、第一項第
一号の政令で定める額又は前項の政令で定め
る方法に代えて、特別の額又は特別の方法を
定めることができる。

附則第二百七十七条中「平成十九年度から平成二

度までの各年度」に改める。

者保険等保険者ごとに算定される率(次号

において「前期高齢者加入見込額」という。)

を乗じて得た額との合計額(第三号及び附

則第十三条の四第一項第一号において「調

整対象給付費見込額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保

険者に係る附則第十四条の三第一項第一号

の概算加入者割後期高齢者支援金額に前期

高齢者加入見込率を乗じて得た額(第四号

及び附則第十三条の四第一項第二号におい

て「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者

支援金の概算額」という。)

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整

対象基準額(当該被用者保険等保険者に係

る調整対象給付費見込額等に当該各年度に

おける概算加入者調整率(第三十四条第三

項の概算加入者調整率をいう。次号におい

て同じ。)を乗じて得た額をいう。附則第十

三条の四第一項第一号において同じ。)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支

援金の概算額に係る概算調整対象基準額

(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢

者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算

額に概算加入者調整率を乗じて得た額をい

う。附則第十三条の四第一項第二号及び第

三項において同じ。)

第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四

年度までの各年度の被用者保険等保険者に係

る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金

の額は、第三十五条第一項の規定にかかわら

ず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額

を控除した額と第二号に掲げる額から第四号

に掲げる額を控除した額に三分の一を乗じて

得た額との合計額(当該合計額が零を下回る

場合には、零とする。)とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保

険者に係る第三十五条第一項第一号の調整

対象給付費額と附則第八条の規定により算

定される病床換算支援金の額に当該各年度

における当該被用者保険等保険者に係る加

入者の数に対する前期高齢者である加入者

の数の割合を基礎として被用者保険等保険

者ごとに算定される率(次号において「前期

高齢者加入率」という。)を乗じて得た額と

の合計額(第三号及び附則第十三条の五第

一項第一号において「調整対象給付費額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保

険者に係る附則第十四条の四第一項第一号

の確定加入者割後期高齢者支援金額に前期

高齢者加入率を乗じて得た額(第四号及び

附則第十三条の五第一項第二号において

「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支

援金の確定額」という。)

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象

基準額(当該被用者保険等保険者に係る確

定加入者調整率(第三十五条第三項の確定

加入者調整率をいう。次号において同じ。)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支

援金の確定額に係る確定調整対象基準額

(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢

者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定

額に確定加入者調整率を乗じて得た額をい

う。附則第十三条の五第一項第二号及び第

三項において同じ。)

第五条の四 平成二十二年度から平成二十四

年度までの各年度の被用者保険等保険者に係

る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算

高齢者加入率」という。)を乗じて得た額と

の合計額(第三号及び附則第十三条の五第一

項第一号において「調整対象給付費額等」という。)

第六条の四 平成二十二年度から平成二十四

年度までの各年度の被用者保険等保険者に係

る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算

高齢者加入率」という。)を乗じて得た額と

の合計額(第三号及び附則第十三条の五第一

項第一号において「調整対象給付費額等」という。)

第七条の四 平成二十二年度から平成二十四

年度までの各年度の被用者保険等保険者に係

る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算

高齢者加入率」という。)を乗じて得た額と

の合計額(第三号及び附則第十三条の五第一

項第一号において「調整対象給付費額等」という。)

第八条の四 平成二十二年度から平成二十四

年度までの各年度の被用者保険等保険者に係

る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算

に三分の一を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前

期高齢者納付金額に三分の一を乗じて得た額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に

係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に

係る概算調整対象基準額に三分の一を乗じ

て得た額

二 前項第三号の後期高齢者支援金に係る概算

総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度

における当該被用者保険等保険者の国民健康

保険法附則第十二条第一項に規定する標準報

酬額(以下「標準報酬総額」という。)の見込

額として厚生労働省令で定めるところにより

保険法附則第十二条第一項に規定する標準報

酬額として厚生労働省令で定めるところにより

算定される額(以下「標準報酬総額の見込額」という。)に納付金概算拠出率を乗じて得た額とする。

三 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る

前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金

の概算額に係る概算調整対象基準額は、当該

各年度における当該特定健康保険組合に係る

前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金

の概算額に係る概算調整対象基準額に、厚生

労働省令で定めるところにより算定される当

該各年度における当該特定健康保険組合に係る

定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

第十四条の四 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、第二十二条第一項の規定にかかるず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百一十二条第一項の規定により算定される確定後期高齢者支援金の額(以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。)に三分の一を乗じて得た額とする。

二 確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る確定加入者割得た額

後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

附 則 (施行期日)

2 前項第一号の確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保

険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合

計額から各特定健康保険組合における第一項

第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した

額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

5 第二項の支援金確定拠出率は、厚生労働省

令で定めるところにより、各被用者保険等保

険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合

計額から各特定健康保険組合における第一項

第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した

額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

6 第二項の支援金確定拠出率は、厚生労働省

令で定めるところにより、各被用者保険等保

険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合

計額から各特定健康保険組合における第一項

第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した

額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

下「改正前国保法」という。)第十二条の規定による協議については、なお従前の例による。

第四条 平成二十年度から平成二十二年度までの各年度につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について

は、同条第三項から第六項まで並びに改正前国保法第七十条第三項から第五項まで、第七十二

条の四、第一百八十八条及び附則第九条第一項の規定(これららの規定に基づく命令の規定を含む。)により改正されたものとみなす。

第五条 第二十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合」とあるのは、「す

べての市町村の被保険者の総数に対する当該前

期高齢被保険者の総数の割合」とあるのは、「す

べての保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。)に係

る同条第三項に規定する加入者の総数に対する割合」とある。

同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合」とする。

第五条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「改正後国保法」という。)第七十二条第五条及び第五条の二(国庫補助率に係る部分に限る。)の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行ひ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第六条 この法律の施行の際現に存する改正前国保法第七十五条の二の規定による広域化等支援基金は、改正後国保法第六十八条の二の規定による

府県調整交付金について適用し、平成二十四年度以前の年度の調整交付金及び都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

第七条 平成二十二年度における改正後国保法附則第三十一条中「起算して五年間」を「平成

三十年三月三十一日までの間」に改める。

二 確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る確定加入者割得た額

四 確定総報酬割後期高齢者支援金額

五 特例退職被保険者等に係る確定加入者割得た額

六 確定総報酬割後期高齢者支援金額

七 特例退職被保険者等に係る確定加入者割得た額

則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法附則第五条及び改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法附則第五百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五百五十三条第一項の規定を適用するとしたな

り算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同年度において改正後健保法附則第五条の二の規定の適用がないものとして改正後健保法附則第五条の規定により読み替えられた改正後健保法第五百五十四条第一項の規定を適用するとしたな

り算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五百五十四条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百五十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第八条 平成二十一年度における改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた、改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた、改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法第五百五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五条の二の規定により算定される額との合計額とする。

第十二条 平成二十一年度以前の年度の被用者保険等保険者(改正後国保法附則第十一条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第十三条 平成二十一年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第四条の四の規定により読み替えられた改正後健保法第五百五十三条第二項の規定により算定される額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五条の二の規定により算定される額との合計額とする。

第十四条 平成二十一年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の五の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十五条 平成二十一年度における改正後健保法附則第五条及び改正後健保法附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後健保法第五百五十四条第一項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後健保法附則第五条の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同年度において改正後健保法附則第五条の二の規定により算定される額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十六条 平成二十一年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法第一百二十一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十七条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十一年度における各被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金(次項において「前期高齢者交付金等」といふ。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において準用する第四十三条第三項の規定は、前項の

規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

(船員保険法の一部改正)

第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第七条の二十八第二項」の下に「及

び第七条の二十九第一項」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)の項を次のように改める。

(地方財政法の一部改正)

第二十条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成十八年度から平成二十五年度まで」を「平成二十一年度から平成二十五年度まで」に改める。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち国民健康保険法第九条第十二項の改正規定及び附則第十四条中「第九条第十二項」を「第九条第十四項」に改める。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

一 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という。)及び後期高齢者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制し、医療保険制度の安定的運営を図るために、財政支援措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国民健康保険制度の改正関係

(一) 所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援する制度並びに高額な医療費について市町村が共同で負担することに伴う交付金事業等の期限を四年間延長し、平成二十一年度まで継続すること。

(二) 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化を推進するため、新たに市町村に対する支援の方針を定めることができるものとすること。

(三) 保険者は、保険料の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合、当該世帯に属する中学生以下の被保険者に加え、高校生世代の被保険者についても有効期間を六月とする短期被保険者証を交付するものとすること。

理由である。

(一) 健康保険制度の改正関係

協会けんぽの被保険者の療養の給付等に

百六条第一項、第一百七条及び第一百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務、第一条の規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六条第一項、第一百八条第一項、第八十八条並びに第八十九条附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第一百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第一百五十二条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第七条の二十八第二項」の下に「及

び第七条の二十九第一項」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)の項を次のように改める。

(地方財政法の一部改正)

第二十条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「平成十八年度から平成二十五年度まで」を「平成二十一年度から平成二十五年度まで」に改める。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち国民健康保険法第九条第十二項の改正規定及び附則第十四条中「第九条第十二項」を「第九条第十四項」に改める。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

一 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という。)及び後期高齢者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制し、医療保険制度の安定的運営を図るために、財政支援措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国民健康保険制度の改正関係

(一) 所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援する制度並びに高額な医療費について市町村が共同で負担することに伴う交付金事業等の期限を四年間延長し、平成二十一年度まで継続すること。

(二) 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化を推進するため、新たに市町村に対する支援の方針を定めることができるものとすること。

(三) 保険者は、保険料の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合、当該世帯に属する中学生以下の被保険者に加え、高校生世代の被保険者についても有効期間を六月とする短期被保険者証を交付するものとすること。

(一) 健康保険制度の改正関係

協会けんぽの被保険者の療養の給付等に

官 報 (号外)

要する費用の額に対する国庫補助率については、平成二十二年度から平成二十四年度までの間、千分の百六十四に引き上げること。

(二)

被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額については、平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、その額の三分の一を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じた負担として算定すること。

(三)

政府は、協会けんぽに対する国庫補助率について、その財政状況等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとすること。

3

後期高齢者医療制度の改正関係

(一) 被用者保険の被扶養者であつた被保険者に対する保険料の減額措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政支援措置を延長すること。

(二) 都道府県は、当分の間、後期高齢者医療連合に対して、保険料率の増加の抑制を図るために交付金事業に財政安定化基金を充てることができるものとすること。

4 この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

国民健康保険^除 協会けんぽ及び後期高齢者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制し、

医療保険制度の安定的運営を図るため、財政支

援措置等を講じようすることは、時宜に適す

るものと認めるが、施行期日について修正を行

う必要があると認め、本案は別紙のとおり修

正議決すべきものと議決した。

[別紙]
第一条 この法律は、
平成二十二年四月一日から
施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第
九条第六項 第十項及び第十一項の改正規定、
同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十一
条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二
十二条の改正規定並びに同条の次に一条を加え
る改正規定、第二条中健康保険法附則第五条の
次に一条を加える改正規定並びに第三条中高齢
者医療の確保に関する法律附則第十三条の次
に五条を加える改正規定(同法附則第十三条の
六に係る部分を除く。)及び同法附則第十四条の
次に三条を加える改正規定(同法附則第十四条
の二に係る部分を除く。)並びに附則第七条から
第十七条までの規定は、
同年七月一日から施行
する。

(小字及び
は修正)

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、
平成二十二年四月一日から
施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第
九条第六項 第十項及び第十一項の改正規定、
同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十一
条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二
十二条の改正規定並びに同条の次に一条を加え
る改正規定、第二条中健康保険法附則第五条の
次に一条を加える改正規定並びに第三条中高齢
者医療の確保に関する法律附則第十三条の次
に五条を加える改正規定(同法附則第十三条の
六に係る部分を除く。)及び同法附則第十四条の
次に三条を加える改正規定(同法附則第十四条
の二に係る部分を除く。)並びに附則第七条から
第十七条までの規定は、
同年七月一日から施行
する。

第一条 この法律は、
平成二十二年四月一日から
施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第
九条第六項 第十項及び第十一項の改正規定、
同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十一
条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二
十二条の改正規定並びに同条の次に一条を加え
る改正規定、第二条中健康保険法附則第五条の
次に一条を加える改正規定並びに第三条中高齢
者医療の確保に関する法律附則第十三条の次
に五条を加える改正規定(同法附則第十三条の
六に係る部分を除く。)及び同法附則第十四条の
次に三条を加える改正規定(同法附則第十四条
の二に係る部分を除く。)並びに附則第七条から
第十七条までの規定は、
同年七月一日から施行
する。

第三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、平成二十二年度に
おいて約千百二十億円の見込みである。
右報告する。

平成二十二年四月十四日

厚生労働委員長 藤村 修
衆議院議長 横路 孝弘殿

官 報 (号 外)

第一種郵便物認可日
明治二十五年三月二十一日

平成二十二年四月十五日

衆議院会議録第二十二号

四〇

発行所
東京都港北区八丁目二番四号
独立行政法人国際印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
(本体) 二二〇円